



保健福祉部長	山岡加代子
社会福祉課長	西川佳伸
長寿福祉課長	門口尚弘
子育て福祉課長	岡幸子
健康増進課長	水原正義
都市整備部長	生野吉秀
〃 理事	土谷宏巖
都市計画課長	松村吉章
建設課長	石田勝則
〃 主幹	木村喜哉
産業観光部長	河合良則
農林課長	池原博文
商工観光課長	岸本俊博
教育部長	田中茂博
教育総務課長	西川信明
学校教育課長	井上昌典
図書館長	渡邊惠美子
生涯学習課長	和田正彦
中央公民館長	辻一成
体育振興課長	吉村恭信
當麻文化会館長兼	
新庄文化会館長	大谷肇
〃 主幹	森本美起代
歴史博物館主幹	吉岡昌信
会計管理者	邨田康司

6. 委員会条例第27条第1項の規定により、委員長より要請があり出席した参考人の職氏名

奈良県広域消防組合葛城消防署	
署長	高橋正博
副署長	伏見悟
総務課長	中田勝則
警防課長	西川和秀
予防課長	河井章

7. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺田馨
書記	中井孝明

〃 山 岡 晋  
〃 谷 口 亜 耶

## 8. 付 議 事 件

- 認第1号 平成25年度葛城市一般会計決算の認定について
- 認第2号 平成25年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第3号 平成25年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第4号 平成25年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 認第5号 平成25年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第6号 平成25年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 認第7号 平成25年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第8号 平成25年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第9号 平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第10号 平成25年度葛城市水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時28分

**西井委員長** 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、きのうに引き続き決算特別委員会を開会いたします。

委員外議員の出席は朝岡議員でございます。

一般傍聴についてお諮りいたします。

本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、また、審議が長時間にわたるため、会議中の入退室についても許可することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** 異議なしと認め、一般の傍聴及び会議中の入退室の許可をいたします。

注意事項を申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源は切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。

また、委員各位におかれましては、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望などは議事進行上できるだけ慎んでいただきますようお願いいたします。

理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名した後、初めに質問者が変わるごとに所属、役職名、氏名を言っていただき、そして簡単明瞭、的確な答弁をお願いします。また、答弁者においては、部長または担当課長をお願いします。

それでは、議案審議に移ります。まず最初に、昨日、4款で部分的な答弁漏れということで、答弁をしたいということですので、そのことについて答弁してもらいたいと思います。

副市長。

**杉岡副市長** 昨日、4款の新クリーンセンターの建設に伴います進入路の用地買収費並びに補償費に関しまして、それぞれの、岡本委員、それから白石委員につきましては、決算書をもとに推定した数字を披歴されまして、委員から発言がございました。その分につきましては、我々の答弁が、そのときに、それを本来そうじゃないですということで否定すべきところを答弁漏れをさせていただきまして、そのままになっておるようでございます。したがって、その推定で出された数字につきましては、そのように解釈されては、それが委員会の結果になってしまうおそれがありますので、その分には正確ではないということだけは申し添えたい、このように思います。

以上でございます。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 副市長の方から答弁漏れという話があったわけやけども、我々としては、この決算書を見て判断しないとわからんわけですわな。副市長や理事者側は、実態はわかっておられるということですよ。そやから、我々としても、決算書を見て物いうたら、例えば坪93万5,000円になるん違うかという話ですよ。それしか我々言えんわけですよ。それであつたらきちっと出してもらいたいということやけども、今、事業が終わるまで出せませんよ、これも我々、理解できますやんか。

そやから、そういうことを皆理解して話をしとるわけやから、副市長の言うように、そう言われたら、何かわしが嘘を言うてる、推測で高う言うてる、またこういう捉え方もするわけですやん。そやから、お互いにわかってやっとるわけやから、わざわざそういうことを言うてもうたんでは、我々としてもやっぱり黙っているわけにいかん。そやから、出されんでもわかりますやんか。そやから、そういう副市長の方から、前の私の質問に対してこういうことですよ、誤解が生まれたらあきませんよと言われたら、どの部分をもって誤解か、どの部分をもって正しいのか言われたら、我々、この決算書しか物を言われたい、そうですやろ。

そやから私は言うてますやん、ひとり言かもわからんということも念ついてますやんか。これ見た限りは、こういう計算しかありませんよ。我々、これを見る限り、この建物に対して適正な価格なんですかということを知りたいわけで、それを証明しようと思ったら、今、契約書も出せません、鑑定も、そんなことわかりますやん。そやから、それを突っ込んで私は言うてない。だから、やっぱりそういうこともお互いにわかってやっとるわけやから、わざわざきょうの一番最初にそういう発言されたら、私も言わんわけにいかんということで、それは私もそういうことで話をさせてもうとります。

**西井委員長** よろしいですか。

それでは、審議案件に移ります。昨日に引き続き、5款、農林商工費、6款、土木費の質疑を行います。

きのう、白石委員で終わっておりますので、ほかに質疑はございませんか。

吉村委員。

**吉村委員** それでは、きのうに引き続き質問させていただきます。

このいただいている資料の中の39ページで、これの公有財産購入費の道の駅事業、まちづくり交付金事業、まちづくり交付金、これ、全部ありますけれども、今言われたとおり、各筆に対して幾らという単価を出せないというふうに言われて、これも出せないんですね。ということは、やっぱりこれもこの資料から坪単価幾らというふうに見ないといけないと思うんですけれども、これでいきますと、一番上の分が太田の22筆は平均、坪で6万7,320円、次の中戸の47筆が、坪でいきますと2万7,013円、それから、これは道の駅とまた違うんですが、二上神社口が、坪でいきますと12万959円、これは公示価格とかなり開きがあると思うんですけれども、鑑定はどのようにされているのでしょうか。

**西井委員長** 石田課長。

**石田建設課長** ただいまの吉村委員のご質問でございますけれども、道の駅の用地の買収につきましては、ご質問の内容にありまして、鑑定をとらせていただいて、その金額で買収をさせていただいておるというところでございます。あの道の駅の部分につきましては、県道に面するところ、市道に面するところ、道路に面しないところの3区画に割らせていただいたと。その中で、土地の田んぼ、宅地、雑種地等の中の3区分をさせていただいた中で鑑定をとらせていただいて、その金額で買収をさせていただいておるというところでございます。

以上でございます。

西井委員長 吉村委員。

吉村委員 道の駅だったら、その筆によって全然金額が違うと思いますけど、例えば、そうしたら二上神社口やったら、そんなに変わりはないわけですけども、ここは大体公示価格で5万7,000円ぐらいだったと思うんですけども、かなり倍以上の金額になってます。公示価格、5万7,000円だったと思うんですけど。

西井委員長 石田課長。

石田建設課長 鑑定をとる場合には、その公示価格、売買実例等を参考にして鑑定価格を算出されているというところになっております。二上神社口の駅前につきましては、一応その売買実例と公示価格が近辺にあるということの中で、鑑定をさせていただいておるというところになりますけれども、今ちょっと手元に公示価格との……。

(発言する者あり)

(「ちゃんと答弁調整して」の声あり)

西井委員長 副市長。

杉岡副市長 今回のこの決算書の資料としての提示されました金額につきましては、そのようなことになろうと思います。今ご質問いただいておりますのは、公示価格が5万7,000円、近傍にある、それを坪単価に直しますと18万8,000円ということになりますですね。それを先ほどおっしゃっていただいているような、この決算書にも入れさせていただいております、吉村委員から割り戻していただきました12万円幾らというふうな話になります。そうやから、この分につきましては、それぞれの画地の補正、それから面積補正されました中でのこのような金額になっておると、このように理解しております。

西井委員長 吉村委員。

吉村委員 それではもう一つお伺いしますけれども、尺土駅前、先日の委員会の中で購入がほぼ決まったという話がありましたけれども、その坪単価は幾らかお示し願えますか。

西井委員長 石田課長。

石田建設課長 今のご質問でございますけども、尺土駅前事業につきましては、ただいま事業中でございますので、今、単価を公表させていただくことは差し控えさせていただきたいと思いません。

吉村委員 かなり尺土の方は、契約寸前で、前に契約を断られたという話があつて、今回契約に至られたその理由はこういったことでしょうか。

西井委員長 もう質問回数を過ぎてますので。

ほかに質問はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、89ページ、林業振興費の関係ですけども、一応委託料で測量設計委託料、それから奈良の元気な森林づくり推進事業委託料、この奈良の元気の森林づくりのことについては、間伐の話があると思うんですが、これでどのくらいの面積を間伐されたのか、あるいは負担金補助及び交付金の中で、鳥獣害の防止、防護柵をしているわけやけども、大体、もうかなり、4、5年、こういう事業をやっておられるので、ほぼ西山は終わっておられるかもわか

らんけども、例えば、ここに見えてるような山、そういうところも大体終わっておるのか、まだまだ終わってないので進めていくのかということをお聞きしたいというふうに思います。

**西井委員長** 池原課長。

**池原農林課長** おはようございます。農林課の池原でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまご質問ありました、平成25年度の奈良の元気な森林づくり推進事業の委託料といたしまして、施業放置林解消活動事業としまして25万7,000円、施業放置林整備事業として332万8,500円、獣害に強い里山づくり事業としまして163万8,000円でございます。

現在の施業放置林の状況でございますが、間伐促進といたしまして、県の今の施業放置林といたしましては、平成20年度から開始させていただきまして、現在途中なんですけれども、平成25年度で51.72ヘクタールをさせていただいております。また、市の事業といたしましても、今までの積み上げで約38ヘクタール、合計で約90ヘクタールを間伐させていただいております。

それと、イノシシのメッシュ柵でございますが、平成25年度におきまして4地区させていただきまして、1,000メートル、1キロさせていただいております。これにつきましても、平成21年度からさせていただきまして、合計メートル数が31.2キロを現在させていただいております。

(「西山だけじゃない」の声あり)

**池原農林課長** 西山全体ではなく、里山、ですから、笛吹神社内とかもさせていただいております。

それと、林業振興費におきます委託料につきましては、測量設計で299万2,500円支出させていただいておりますけれども、これにつきましては、寺口の忍海谷の測量設計でございます。以上でございます。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** まず、測量設計の忍海谷、場所は皆ご存じやと思いますけれども、おそらく墓の上ではないかなというふうに思います。一応、この林業振興費の中で、いわゆる57年災害以降、かなり荒れておる。なかなか間伐、今話にも出ましたけど、山へ登っていくこの道路、林道、これがなかなか整備がおっつかないというようなことの中で、やはりある程度、一遍にはできないわけやけど、この間から言われている土砂災害の問題等もあって、逐次、やっぱり林道の整備をしてもらいたいというふうに思います。

今、忍海谷の話が出ましたけれども、いわゆるおそらく法面の工事をされたんではないかなというふうに思います。法面の工事でも大事ですけども、やはり林道整備ということは今後は検討していただきたいというのと、今、間伐、平成21年から始まって、全体89ヘクタールという話がありました。葛城市になって、西山、何町あるんやと、約800町歩から900町歩ぐらいいあるんやないかなと、面積的にですよ。間伐してあるところもあるけども、いわゆる昭和30年代から植林をされて、いわゆる間伐をされているところ、されてないところ、今、林業が本当に不振になっているという中で、国の方も森林税、これを活用して、間伐を進めている。なかなか費用の問題で、全額補助というのであれば、これは山林の持ち主も乗っていけるけども、例えば3分の1補助ですよ、あと3分の2を負担してくださいよというこ

とになってきたら、なかなかできへん。

おそらく今やっておられるのは、いわゆる担当課として、心やすいというのか、頼みやすいというのか、例えばそういうところから始められていると思うので、ですから、森林組合もあるわけやから、森林組合を中心として、ひとつ西山の間伐をやっていただいて山を保全していただく、そういうことによって土砂災害も免れてくるということですので、そういう、今後、どういう形でその林業を進めていかれるのかということをお聞きしたいというふうに思います。

それからもう一つ、鳥獣の関係で、先ほど言うたように、市長も言うてくれはったように、いわゆる山から離れたところで、例えば、今名前が出た笛吹とか梅室とかあるわけやけど、その辺も大体、今言われてる31キロですか、この中に入っておるから、大体ほぼこれで、完成までいかにしたかって、それに近い状態になってるのかどうか。いや、まだまだせないかんねんということになってるのかどうか。それと、以前に話があったように、例えば香芝市、例えば御所市、この近隣、このいわゆる境界というのか、そこらの隣接の市町村も葛城市のように進んでいったのか。そうしないと、葛城市だけこういう対策をしても、近隣がしなかったら、山は続いてますので、どんどん入ってくるというようなことになってくる。だから、近隣とも調整していただいて、ある程度歩調を合わせてやっていかんと、この西山の鳥獣被害、これはなくなる。

きのうも増田委員が言われた、いわゆる米、60キロで1万300円、朝からテレビでやいやい言うてましたな。米下がっている。しかし、西山のあの辺というのはほとんど米作が中心になってきてる。コメは下がってる、イノシシにいかれる。もうそれであって、もう農業あがったりということになっていきますので、その辺も含めてどういうふうに考えておられるのかお聞きをしていきたい。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 岡本委員の質問にお答えさせていただきます。

林業の件につきましては、これはこの委員会じゃない、ほかのところでも、吉村委員の一般質問等にもお答えさせていただいてるように、葛城市の森林組合、この西山の土地の所有者は600件を越す方々がいらっしゃる。昔、入会地やったその名残だろうと思いますけれども、これもきのうの岡本委員との議論とか質問の中で出てきました地籍調査の問題がございます。新庄地区は、この西山は地籍調査がなされてないというところで、横の境界がわからないという部分があります。今、林業に関して、土地の境界がわからなくても補助が出るというようなものもあるようでございますけれども、1つは、自分の山の場所が、所有者がもう確定ができないというのが1つの大きな問題になっているということもございます。

それと、あと、林業に対する従事者の数が減ってきておって、なかなか、賃金単価も上がってきてるというようなところもございます。そうは言いながら、進めていかなければならないという形で、平成21年度から、県また市の補助を入れながら、約90ヘクタール進ませていただきました。これからも、できるだけ地権者にご協力をいただきながら進ませていきたいと思っております。

森林組合の皆さん方とお話をすると、やはり地籍調査に手をつけてくれ、地籍調査に手をつけてくれという話になるわけですが、なかなかそこに割いていく人員がないという部分で、これは本当にもう痛しかゆしのところでございます。できる限り間伐を進め、西山の保全というところに努力をしてみたいというふうに思っております。

イノシシ等の鳥獣害の防護柵につきましては、何十キロという総延長で防護柵をさせていただいておりますけれども、これだけでは、ある意味結果が出ている部分もございますけれども、それだけではこと足らないというところもあります。今、岡本委員がおっしゃっていただいたように、他の市町村との連携ということが必要になってまいります。

今現在、二上、葛城、金剛の尾根を貫いているダイヤモンドトレール、これを中心にダイヤモンドトレール推進の実行委員会というのを大阪の市町村と、また和歌山の橋本市、そして奈良側では、香芝市、葛城市、御所市、五條市とかで、この土地を共有する、ダイヤモンドトレールを共有する自治体で会をつくっております、この中で鳥獣害の対策、皆で取り組むようにということで、私の方から提案をさせていただいております。これをまた農林課の方に申しつけて、皆でこの山の問題、鳥獣害の問題について同一歩調で進んでいけるように努力をしてみたいというふうに思っておりますので、また、今は防護柵だけでございますけれども、それ以外の新たな方策等に耳をそばだてながら、あちこちで情報収集をしておりますけれども、何か特別ないい方法があったりとか、こういうものを試したらどうだというお話があれば、また教えていただけたらと思います。

以上でございます。

**西井委員長** 岡本委員、よろしいか。

岡本委員。

**岡本委員** 林道の整備については全然触れてないな。まあわかりましたので、やっていただきたいと思えます。

今、防護柵、ダイヤモンドトレールという話もありました。これは自然遊歩道の形で、金剛生駒紀泉国定公園、加盟している市町村が皆入っているということをおっしゃっていただいとしたいと思います。そういう協議会といいますか、そういうのを利用してやってもらいたいと思えます。

今、山の話で、地籍調査の話が出てきて、いかにも旧新庄はやっていないと。なぜやってないのか。市長も山へ登られると思えますけれども、山のしきたりとして、残し木が今でもどこに行っても残っています。それと、例えば私と市長の間で山を持っておったら、例えば市長が杉を植えたら、私はヒノキを植える、これは昔からの慣例です。費用をかけて、この西山、地籍調査をして無駄ではないと思えますけれども、これだけの費用をかけて境界を打っていく、コンクリをまいていくのならええけども、木杭を打って行って、10年たったら境界変わってる、これはもう実態です。ですから、旧の新庄については、奈良県でトップを切って、平地はやりますけども、山間はしませんよという方針で決めたと、そういうことなんです。ただ、県の方で、今までその把握をせないかんということで言われる、飛行機を飛ばして、高速でという事業もあるわけですからね。

それと、ある程度、まあ言うたら山林の地図というのか、それは持つてるわけやし、大体わかんと思います。ただ、私ははっきりわかりませんが、この西山、もともと戦前は地主さんが皆持っておられて、いわゆるもともとは持っておられた方の件数はしれてます。それが戦後において個々に売買されたという、こういう経緯があるわけですね。ですから、今、地籍調査をやっていく、いわゆる売買されたこの契約書、この番地と現場の番地、あわんのもたくさんあります。そういうことをきちっとやっていくのは地籍にはええかわかんけどもね。私は、今の状態では、地籍調査はやらなくても、山へきちっと、年に1回とか登ってはったら、境界はきちっとしてあるというふうに思います。

それで、それをすることも大事ですけど、今言われたように、ひとつ間伐を進めていっていただいて、なかなか市の方で費用を持てと言われても、満額公共でもちますよって無理かもわかりませんがね。やっぱり、土地、自分の財産を自分で守る義務がある、権利があるということからして、そういうことをやっていただきたいなというふうに私は思っておりますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

**白石委員** 昨日に引き続き、質疑を行いたいと思ひますけれども、農林の方で1件だけ残っておりますので、その分についてお伺ひをしておきたいと、このように思ひます。

87ページの9目の有線放送維持管理費であります。平成25年度の実績の実績についてお伺ひをしておきたい、このように思ひます。

**西井委員長** 門口課長。

**門口生活安全課長** 生活安全課の門口でございます。よろしくお願ひします。

今言われました売り払い台数の方ですが、20台売り払いさせていただいております。貸与台数ですけども、貸与台数20台ということで貸与させていただいております。

以上でございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 貸与台数と売り払い台数があるわけですが、この扱いはどのような基準に基づいてこのような結果になっているのか、改めてお伺ひをしたいというふうに思ひます。

3回しか発言できませんので、先に内容について発言をしておきたい、このように思ひます。有線放送は、これは旧新庄町の役所あるいは大字等から情報が発信をされる、こういう重要な情報源であります。しかし、當麻地域では、行政防災無線という形で、その端末は貸与されて、この間、運営をされてきたということでもあります。合併によって、葛城市では2つの地域に違った情報の伝達手段があるということでもあります。この間、私が問題にしていたのは、有線放送がスピーカー、あるいは電柱等から軒先までのこの工事費、あるいは屋内への設置費については、これはもう全て自己負担ということであるわけです。行政防災無線というのは、これはもう当然電波で飛ばすわけですから工事費は要らない、ただその端末を置いておけばいいだけです。工事費は要らないわけでもあります。ところが、この端末そのものが貸与という形で、住民自身は負担が要らなかったわけでもあります。

そういう中で合併をし、私はこの問題について、住んでいる地域によって、やはり負担が大きい新庄地域等の格差は、これはもう是正しなければならないということで発言をさせていただきましたわけですが、平成26年度からでしたか、前任者の菊江課長の努力によって3,990円でありますけれども、スピーカーについては貸与をするということになった。これはこれで理解をしているわけでありまして、平成25年度中にも貸与があったということはちょっと理解をしていなかったもので、この点、ちょっとその経過をお伺いしたいと、どういう線引きがされているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

そして、質問回数がないから、改めて言うておきます。行政防災無線は電波を飛ばせばいいわけで、何ら費用は要らない。しかし、有線放送は、これは配線をしなければならないということで、大体1件当たり1万5,000円の工事費がかかります。これについては市民の皆様にご負担をいただいて施工、設置しているわけでありまして。私はやはりこの分についても、これは行政自身が、これは緊急時において正しい情報を的確に伝えていくということからすれば、普及という面からしても、工事費についてはやはり無償にしていくべきだというふうに思います。しかし、なかなか予算というふうに言われるとあれですけども、そこはどの程度の予算がかかるかという、大体100台を設置すれば、平均が1万5,000円ですから、大体150万円あれば、1年間、配線をし、スピーカーとつなげられると、設置できるということになるわけですが、この点もどのようにお考えか、お伺いをしておきたい、このように思います。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 先に総括的な話だけを私の方からさせていただいて、細かい話は課長の方から答弁させていただきます。

防災無線、それと無線、有線放送と防災無線と2つ、葛城市ではございます。しかも、新庄地区には新庄庁舎からしか放送ができない、當麻地区には當麻庁舎からしか放送ができないという状況が合併以来10年続いております。これを解消してほしい、幾度となく議会で話題になり、その都度議論をしてきたということでございます。私も市長に就任をしたときから、この問題を解決すべく、業者等、資料を取り寄せて見積もりを出したりしました。有線放送というのは、災害時有効ではないというふうに言われておりますので、これを無線という形で、デジタルの無線で葛城市内1万3,000世帯に、例えば無償で配布をするという形になると幾らぐらいかかるのかという見積もりをとりましたところ、8億円から9億円ぐらいの概算が出てまいりました。その状況では、やはり導入は難しいだろうという議論を、その当時したことを覚えております。

そうは言いながらも、安くできる方法はないかということで、いろいろと今模索をしているところで、この間もそのようなお話をさせていただいたと思います。今現在、有力な候補に挙がっているのが、ポケットベルの電波を使った放送で、アンテナを、放送塔を建てて、近隣の市町村と一緒にその電波を共有して、しかも、きめ細やかな地区ごとの放送もそれができるというようなものがございます。これは参加される市町村が多ければ多いほど安価になっていくというような、ラジオ型の受信機で各家庭に配備をすることができるというよう

なものでございまして、現在、これを各県下の、県庁と県下の市町村にお声をかけさせていただいて、説明会をさせていただいて、導入できるかどうかという検討を今させておるところでございます。

我々としては購入をする、端末の購入を金額をどれだけ抑えられるのかというのと、年々のランニングコストをどう捻出をしていくのかという、2つの面で考えていかなければならないというところで、披歴するにはもうしばらく検討が必要だろうというふうに思っておりますけれども、また、その折にはぜひ議論をしていただき、このあたりをどうしていくべきなのかということも議論させていただきたいというふうに思っております。

**西井委員長** 門口課長。

**門口生活安全課長** 生活安全課の門口でございます。よろしく申し上げます。

今の委員のご質問ですが、有線放送のスピーカーの無料貸与のことで、いつごろからというものの質問だったと思います。この方につきましては、平成25年3月31日に、告示第77号としまして、有線放送の施設屋内スピーカーの貸与要綱を定めていおります。25年度からさせていただきますというところで、よろしく申し上げます。

25年度から新たにさせていただきますというところで、室内に対してスピーカー1台を無償に貸与させていただいているというところでございます。

(「どこで線引きしてるのや」の声あり)

**門口生活安全課長** 線引きの方の質問でございますが、新たに転入された方々等につきましては、無償に貸与させていただいております、有償につきましては、2台目、3台目ということで、今現在使われておられる、そういうスピーカー、それが古くなったので購入したいと、そういう申し出があったときに販売させていただいているというところでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** その制度として、平成25年3月31日から貸与と、無償貸与ということになったんでしょう。そうしたら、それはその端末、スピーカーが故障したり、喪失した場合には、当然これは無償貸与の対象になるじゃないですか。これは何で有償で売り払わなきゃならんのですか。ちょっと理解できない。これはもうちゃんと答を返さないよ。これは質問じゃないですからね、質問はもうできないから、3回目ですから。

委員長、どのように取り計らっていただけますか。こんな答弁で、これで終わりなんていうことになっていたら。委員長、答弁していただいてもいいですか。

**西井委員長** 答弁が必要ということで認めます。

**白石委員** 委員長の許可が出ましたので、明解にご答弁をいただきたい。

**西井委員長** 暫時休憩します。

休 憩 午前10時10分

再 開 午前10時16分

**西井委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

山本部長。

**山本総務部長** 総務部の山本でございます。先ほどの有線放送の有償、無償の件でございます。新たに取りつけられましたものにつきましては、平成25年度より無償貸与という形でさせていただいております。なお、一軒家に2台目、3台目ということでの、それ以上の要求のあるものに対する対応としては有償と、こういうことでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 山本部長の方から改めてご答弁をいただきました。この間、予算や決算委員会の中で議論をする中で、3,990円といえども、無償貸与されるということになったということは、やはり原課の努力を大いに評価しておきたい。引き続き、やはり普及を進めていくということもあわせて、配線、取り付け工事代、おおよそ1万5,000円と聞いておりますけれども、大体100台にして150万円、これらについてもやはり減免をしていく、そういう手立てを考えていくべきだというふうに思います。

そして、市長がご答弁されたように、やはり有線放送は、これはもう本当に老朽化をしていて、維持管理に原課は大変苦労されているというのはよく知っています。また、當麻の地域の無線についても、アナログですので、非常に今日のいろんな緊急時の対応等において支障が出るということで、やはり統一をした情報伝達手段を今後検討、研究いただいて、早くご提案をいただくということを求めているというふうに思います。

以上です。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** それでは、土木費の方に入っていきたいと思います。時間もないので、私は用地、補償、事業の繰越しという3点で質問していきたいと思います。

まず、ここの成果の報告書、これの37ページからですね。まず、国鉄坊城線、用地の購入費ということで、笛堂27番地ほか、27番地の方が3筆、202.67平方メートル、金額が260万円、これは前払いのみということになっているということは、7割支出をしているという解釈をいたしております。これで、これは調整区域であるわけですね。これが大体坪6万562円、逆算してですよ、逆算しているので誤解のないようにね。

それから、もう一つ上、いわゆる尺土駅前の事業ですけども、八川保育所尺土線、尺土227番地の4、385.37平方メートル、613万4,610円、これは残金のみと。これは3割残っておる。これを逆算していったら、坪17万5,411円、おそらく宅地であると思います。ここはおそらく駅前ですので、第1種住居専用地域やなというふうには思います。

それから、次のページ、38ページ、国鉄坊城線、同じくですけども、柿本の91番地の3ほか7筆、778.7平方メートル、3,966万7,425円、これは全額を支払いされていると思います。この場所、91番地、大体国道24号線の市街化区域か調整区域の境目ではないかなと。私は市街化区域だなというふうに思っております。この単価16万8,398円ぐらい、逆算したらなっていく。それから、地域活性化事業、道の駅公有財産購入費、まちづくり交付金事業、太田1276番地の1ほか12筆、9,624.10平方メートル、1億1,654万915円、単純に割りますと坪単

価4万円。

それから、次の39ページ、同じく公有財産購入費、まちづくり交付金事業、道の駅、中戸の481番地ほか46筆、2万2,342.60平方メートル、1億8,257万3,612円、逆算しますと2万7,000円。それから、その上の道の駅、太田1237ほか21筆、7,365.81平方メートル、1億5,000万円、逆算したら6万7,320円。おのおのこういう単価で購入しておられる。

地域活性化事業の中で、平成25年度の公社の決算、出てきた金額、5万5,837円。この公社の場所、地図ついとると思いますけども、分水から西側、ほぼ中心より東ぐらいですね。これで5万5,837円。今言うてる道の駅、太田のところでは6万7,000円となってきたら、県道に近いのか、中に入っているのか、あるいはこのまちづくり交付金で、中戸481、中戸領内であるならば、予定地よりほぼ真ん中の南の方になってくる。これが道の際かどうか知りませんが、2万7,000円。加守を忘れてました、二上神社口、これが555の1ほか6筆、882.05平方メートル、3,227万4,338円、これもおそらく市街化やと思います。ところが、これは12万959円となっております。

私は前々から言うとするように、私が勝手に高いとか安いとか言える問題ではないと思います。おそらく答弁では、鑑定どおりですという話になってくるとは思いますけども、私は用地買収の中で、もちろん鑑定に基づいて購入していく、これは基本であると思います。しかし、鑑定の成果が出る前に、実質の実勢価格、これがどこまで正しいのかもわかりませんが、大体実勢価格がどれぐらいやねん、道路の場合で間口どり、ええとこどりでんな。この場合については、ほぼ実勢価格の2割ぐらいアップやと。ところが丸々全つぶれになってきたら、実勢価格に近い価格になるのではないのかなというふうに私は思っています。

ですから、今言いました国鉄坊城線、笛堂の方も何かあったら大体6万円、実勢価格、ちょっと高いと思うけども、ほぼ近い金額ではないかなというふうに思います。しかし、ほかの八川、例えば17万5,000円、これが正しいとしたときに、実際、実勢価格、これが実勢価格としたときに、例えば建売業者の人が、この単価で購入して、採算があうのかどうかということになってきたら、これは宅地か農地か知りませんが、宅地であったとしたら、それはこういう単価になるかもわからへんけども、例えば宅地であっても、この単価でいって、普通はプラス3割乗せていかないと減歩ができへん。それから見たら20万越してくるといふうなことになってきて、本当に採算あうんかなと。こういうことは私は、1人ですよ、市長がまた言われるように、1人私は思っています。何も理事者に対してどうこう言うとするわけでも何でもなし。私は1人思っている、ただ感想を言うとするわけやね。

この道の駅、今言いましたように、公社で買収したところ、おそらくこれは道のないところやと思います。これ、坪5万5,000円です。実勢価格として本当にこれが正しいのかと。あるいはまた、同じ道の駅で書いて、39ページですけど、ここで2万2,000円、大きな面積であると思います。この場所も分水から西ではないかなと。ここで2万7,000円、中戸領で2万7,000円、太田領で6万7,000円、それとこういう金額で本当に用地買収をしていく中で、用地買収する担当の人が本当に交渉しやすい状態になってるのかどうかと私は思います。

それと、この建物補償、これも先ほど副市長の方から話があったように、現実はどうです

よという話がありました。私はひとり言を言うとのわけやけど、例えば38ページ、道の駅事業で1筆、建物補償、太田で2,300万円、あるいは次の下のまちづくり交付金事業、1279番地の6、建物補償となつとるわけやけど、これも手付金の金額ではないかなど。あと残金を足していったら幾らの金額になるねん。おそらく坪単価、少なく見積もっても80万円超えてるといふうに私は思います。普通、この田舎建ての家で、今、坪単価幾らするのか。それは家にもよります。その辺を私はどういふうな、ただ鑑定どおりですよと言われたら、それは正しいのかもわからんけども、こういう金額で買収をされてるんだと聞いたら、これから葛城市内の事業、私はなかなか進まんように思いますのと、非常に大きな金が必要というふうには私は思います。

事業をやらないかん、事業をやろうと思ったら、言い方悪いですけども、金で物を言わさなしゃあないというようなことでは、やっぱり市民は納得しないというふうには思います。その辺をどういふうに考えておられるのか聞きたいのと、もう1点は、市長が同じことを言うなって、きのう言われたわけやけど、また同じことを言いますわ、繰越しでね。この土木費の中で、平成24年から平成25年に繰越した金額、道路新設改良で8,300万円、執行金額7,647万7,000円、これはほとんど執行してはるから、きのうの話じゃないけども、契約差金ということをおっしゃるかもわからん。次に尺土駅前、3億7,942万2,000円、執行額4,199万7,000円、11%執行してますよ。国鉄坊城線、継続費は除きまして1億4,400万円、執行8,397万8,000円、約58%、地域活性化事業5億4,000万、4億7,675万9,000円、ほとんどこれは用地やと思います。88%。ついでにいきますけど、吸収源、これは7,700万円です、7,413万円、おそらく契約差金でしょう。このトータル、5つの事業をトータルしたら、12億2,342万2,000円の繰越額に対して、執行済み7億5,334万円、多い目に見て61%の執行率。

私はきのうもずっと言うてきました。なぜこういう執行率になってくるのか。私はこの葛城市の事業化率といいますか、全体的なことでは考えていかないと、こういう状態が必要やから繰越しますよ、繰越した金が執行されてない、この余った金、どうされているのか。これも1つ答えてもらいたいのと、なおかつ国の補助事業、私はいつも言いましたように、返してんのやろ、返してません、金はもうてません、当然ですがな、品物買うて、物もらう前に金を払いまんのか、事業を終わらんと金はおりてこん、当然のことや。しかし、粹取りとして1億円なら1億円の事業、葛城市に補助として渡しますよということになってきたら、1億円、例えば消化できへんとしたら、私は5,000万円の金を返すという解釈をしています。

ですから繰越し、きのうも何遍も言いました。繰越し、基本は何や。契約繰越しが大きな基本やないか。未契約繰越し、違法とは言いませんけども、国の方から指導はされてない。また市長に怒られるかわからへん、ここに建設省から次長に来てもらってます。プロの人です。その人にもお聞きをしたい。本当に国の方が、こういうやり方を今やっているのかどうかということもお聞きをしたいというふうには思います。そうせんと、私、ずっとこれ、議員にならしてもうてから繰越しばかり言うてきてまんねん。1つも言うことを聞いてもらえへんというのか、何と云うのか知りませんが、これだけ、もっと言うたら尺土駅前、市長、私にいろんなことを言われました。なぜ平成26年、予算が張りついているないねん。実

際、3億7,900万円繰越して4,100万円ですよ。11%しか執行できていない。こういうことで、本当に国や県が、次の事業、どうぞやってくださいよということで本当に補助がつけられるのか。

**西井委員長** 岡本委員、質問、もうちょっと短くお願いします。

**岡本委員** 頭悪いもので、そんな単純によう言いません。とりあえず1回目、それで答えてもらいたいというふうに思います。

**西井委員長** 石田課長。

**石田建設課長** ただいま岡本委員のご質問でございますけれども、用地単価につきましては、それぞれ指摘のとおり、鑑定を委託させていただいて、鑑定をとった上での用地買収というところになっております。ご指摘のように、地域によってはいろいろと違いますので、田んぼ、それぞれのまたその分でも、地目で田んぼ、宅地等ございますので、それぞれの価格になってまいったということで、差が生じるというようなこととなります。

先ほどの吉村委員のご質問でもありましたように、5万7,000円の公示価格が出ているやないかというところの中で、市の方につきましては、それを参考に鑑定をとらせていただいているわけですが、それぞれの中で、先ほど申し上げましたように、地目と土地の形、また全面の接する道路によって補正係数というものがございまして、その補正係数によって鑑定価格を算出しておるといような形の中で鑑定価格を求めておると、その金額で買収を進めさせていただいておるといところでございます。なお、尺土駅前につきましては、駅前ということの利便性もございまして、ほかに比べれば、若干高くなっておるといところでもございます。

用地の単価につきましては、これで終わらせていただいて、次、繰越し、不用額の関係でございまして、平成24年度から平成25年度に繰越しさせていただきました事業費につきましては、先ほどご指摘ありましたように、道路新設改良事業につきましては8,300万円を繰越しさせていただきました。最終的には7,600万円強の執行をさせていただいたということで、これは請負差金によるものだということでご理解をいただいているところがございます。

次に、尺土駅前の周辺事業につきましては、繰越しが3億7,900万円強の繰越しをさせていただいた中で、最終的には4,200万円強の執行にとどまりました。これにつきましては、残額を不用というような形の中で流させていただくというような形になりますけれども、当初、橋の工事というような形の中で、補正も組ませていただいた中で計画をしておったわけでございますけれども、用地単価の交渉の中で妥結を見出せなかったといところの中で、橋の工事ができなかったといことの中で、用地の買収が進まなかったことによりましても要因でございまして、それが工事ができなかったといことの中で流させていただいたといところがございます。

次、国鉄坊城線につきましては、1億4,400万円の繰越しをさせていただいておるところでございますけれども、ここにつきましても、最終的には8,300万円、用地費と補償で8,397万7,000円少々の執行をさせていただいたといところがございます。ここにつきましても、

不用額といたしましては6,000万円ということで、不用額を出させていただいておるところでございます。これにつきましても、当初予定をしております用地の交渉において、直前になって、その用地の交渉に妥結できなかったというところの中で、最終流させていただいたところでございます。

また、地域活性化事業につきましても、トータル的には5億3,900万円少々の金額を繰越しさせていただいたところでございますけれども、これにつきましても、最終的には4億7,500万円少々の執行をさせていただいたところでございますけれども、これにつきましても、6,300万円少々の不用額を出しておるところでございますけれども、これにつきましても、分水工事等が2期にわたってする工事を予定しておりましたけれども、それが近畿農政局との協議の中で、やはり一連の中で工事をしてほしいということもございまして、協議の中でそういう話も出てまいりましたので、それが工事ができなかったという部分も含めて未執行というような形の中で不用額を出させていただいたところでございます。

あと、補償につきましては、居宅また工作物、また、こちらの方の成果報告書には建物補償ほかということで記入をさせていただいておるわけでございますけれども、この補償の中には住居、また工作物、小屋等がございまして、一概にこの単価で割り戻すというような形につきましては、少し坪単価等には反映してこないかなという考えであります。

以上です。よろしく願いいたします。

(「不用になった金はどうなる」の声あり)

**西井委員長** 石田課長。

**石田建設課長** ただいまのご質問で、不用になった額はどうするのかというご質問でございますけれども、不用になった金額につきましては、再度国等に協議させていただきまして、また、年度で獲得をさせていただいて、市の方の予算にも反映させていただくというような形で考えておるところでございます。

**西井委員長** 土谷理事。

**土谷都市整備部理事** 都市整備部理事、土谷と申します。よろしく願いいたします。

岡本委員の方からのご質問の中で、繰越しに対しまして執行をどのように考えているのかというご質問がございましたが、委員おっしゃるとおり、単年度予算主義で事業を行っている中、予算を消化するというのが1つ大前提ではあるというふうに考えております。一方で、制度として繰越し、また事故繰越し、想定外の事象が生じたときに繰り越すことができるという事故繰越しの制度であるとか、そういったものは一定制度として認められているところでございます。ただ、繰越した予算については、翌年度執行できなかった場合は、先ほど石田課長が答弁しましたとおり、予算の不用額として返還する等の処置をとっております。

そういった不用額が少しでも消化できるように、事業課としましては、鋭意、特に用地交渉等については円滑に進むように努力しているところでございますが、なかなか、ご存知のとおり状況としては進んでいないというようなことでございます。今後も引き続き事業を執行して、少しでも不用額等を減らしていくような努力はしていきたいと考えているところでございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 それぞれ、課長、理事の方から答弁いただきました。石田課長の答弁、これは当然やと思います。課長として、鑑定見ないで買いましたって、これは言える問題でもないし、また、課長は鑑定どおりに契約してはる、私もそう思ってます。ですけども、先ほど言いましたように、鑑定の成果をとる前に、やはりその実勢価格は幾らかということを確認する、これは私は職員の常識やと思っとるんですわ。市長、笑うてはりますけど、実際そうやと思いまっせ。そやから、私はそういうことをお願いしているわけですから、毎回ね。課長、わかっぺられると思えますけどね。このいわゆるまちづくり交付金事業、この建物補償についても、ほかも入っている、きのうも副市長の言われたように公表できませんということやから、私は詳しく聞くことができません。ですけども、先ほど言ったように、想像で話をさせてもうとるということになってきたら、本当にその家の補償として、家の補償の考え方はどうやととるんやと、今現在ある建物、これを新しく建てたら幾らかかんねんということですよ。

今、課長のおっしゃったように、土地も建物も一緒ですよんか。いわゆる補正係数があるわけ。例えば10年、建築して10年後であったら何ぼの補正係数かかんねんということになってきたら、例えば、今、まちづくり交付金事業の中で建物補償が出た、これが新しい建物であるのか、あるいは10年経過した建物であるのかということも、当然建物の家屋評価の中へ入っているというふうに思います。それから見たときに、私はひとり言やというのは、相手に対して失礼ですので言えませんが、本当に個人としてこの価格が正しいのかなというふうに疑問を持つから、私は言うとするわけです。

この単価で、例えば尺土の駅前、まだ家も何件か買収していかないかん、駅前通り線、ほとんど済みました。駅前通り線でこれだけの単価が出ている家が私はなかったように思います。これからほかの事業をどんどんやっていかないかん。ここへ、住んでみたいまち、住み続けたいまちと、こう言うてるわけです。この葛城市をどないしていこうと思うたら、やっぱりまず道路整備とか、まちづくりが大事やないかなと。個人に助成するのも1つの方法かもわからんけども、外から見ていただいて、こんな立派なまちやな、私も住みたいな、こういうまちづくりをしていく、私はこれが基本であると思います。しかし、今のこの用地単価、あるいは建物を見させてもらったときに、本当にこの金額で買収されていって、本当に財政もつのかなという心配をしております。

それと、もう1点、地域活性化事業の中で、土地の購入費、前にも副市長の方から、いわゆる公園事業ではありませんよ、土地は別ですよと、こういう話があったわけですけども、今、ここに出ている用地、まちづくり交付金事業と今出てますけど、本当に用地の買収、公園事業で買収をしてると私は思うとるんです。頭はまちづくり交付金事業でしょう。そこらもさっきの副市長の話、はっきりしとかなあかんというのであれば、用地もきちっとそういう形で購入してますよとかという話をしとかなないと、私は誤解を招くんやないかなというふうに思います。

それと、今言われたその繰越しの考え方、土谷理事ですか、おっしゃったように、いわゆる建設省の指導として、いわゆるこの繰越し、基本的には明言はされませんでしたけども、

契約繰越しは基本やというふうにはおっしゃったと思います。事故繰越しの話もされました。事故繰越しというのは、国の方では認められてるかわからへんけども、なかなか市町村では、そういう制度はあっても、なかなか事故繰越しはできへんというふうに思います。

そこで、市長にお尋ねしたいのは、矢間部長、建設省から来ていただきました。2年間おっていただきました。今、土谷理事も来てもらっています。建設省から来ていただいて、事業はどんな事業やねん、あるいは用地の交渉はどうしていかなあかんというようなことを私は指導をしていただいたというふうに思っています。その指導をしていただいた中で、なぜこういう大きな繰越しをして、なぜ執行ができへんかったんか。私は担当課の問題と違うと思います。もっと、全部理事者側ですけど、誰かが叱咤激励をするのか、あるいは1年間通して予算をしたときに、この事業はどうなるとんねん、消化できるんかいということが、やはり私はその人に話をすべきではないかなと。それはしてはると思いますよ。

私は、このことについて担当課を責めるつもりはないものであります。私は担当課に責任ないと思っています。私は、市長や副市長がこれの責任があるのではないかな、私はそう思います。なぜか。予算を提案する権利は市長にあんねん。議会はその提案された予算に対して、いいか悪いか審議をして、正しいということであれば通していく。いや、これは正しくないといえれば否決をしていく、ただそれだけですわ。それだけの権限があるとしたら、やっぱりきちっとやってもらわんと、特に尺土駅前、平成26年度、予算全然ついてないとは言いませんけども、補助事業ついてない。その原因は何か、私に知ってはりまんのやろうと市長は言われたときに、この今言うてる繰越しのこの金額が出てくるということは、まさに県の方としても、とてもやないけども補助はつけられない、私はそういうふうに感じましたんや。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 岡本委員のご感想も述べていただきましたけれども、事業に関して、進捗が遅くなっているということに関しては我々に責任がある、それは間違いのない事実でございますし、今後ともそれを遂行できるように努力をしていくように、我々も全力を挙げてやってまいりたいと思います。

ただ、今の時点で物を見るだけじゃなくて、なぜこれだけのたくさんの事業を計画し、遂行しているのかというところでございます。新市建設計画、葛城市の総合計画を立てていただいて、その中で、合併特例債の期限が合併10年後、本来であるならば、この平成26年度で切れるということがございましたので、それまでに何とか財源的に有利な事業を遂行していかなければならないという中で事業化をさせていただいた。かなり厳しいというのは前もってわかっておったところでございますけれども、合併特例債を使わせていただけるのと使わせていただけないのでは、全く市民の財源の、財政の負担が違うということがございましたので、皆さんにこの事業、事業化をさせていただきたいという形で遂行させていただきました。国鉄坊城線しかり、尺土駅前の開発、クリーンセンター、また給食センター、新道の駅等々の事業、かなり前倒しで事業化をさせていただいたところでございます。

その中で、幾度となく、岡本委員始めた皆さんの議員から、繰越し額が大きすぎるのではないかとご指摘もいただいております。もちろん、用地交渉に対して全力を挙げて当たら

せていただいておりますけれども、相手あっての話、思いどおりにいかないところもあるわけでございます。しかし、国に対して事業化をし、5カ年計画等で遂行させていただき、クリーンセンターの場合やったら7カ年計画等で遂行させていただき、その中で事業年度を割り振って、進めさせていただかなければならないという状況の中で、補助金もいただきながら、予算を計上し、執行はできてこなかったという部分もあるわけでございます。

しかし、平成25年度に国の方から5カ年の合併特例債の延長が認められましたので、それぞれの事業の完成の年度の延長を議会の方に申し入れをさせていただいておるところでございます。よって、事業年度に余裕ができたということで、尺土の駅前の開発等につきまして、今回予算を計上せずに、昨年度の予算を未執行の部分、繰越しをしておる部分に対して、用地交渉をさせていただいて、消化をさせていただき、それで足らずが出てまいりましたら、新規に予算計上をまた補正でさせていただいて、動かさせていただこうということで、岡本委員からご提言をいただいたような形で進ませていただこうと思っておるところでございます。決して尺土駅前につきましても、凍結をしたなんていうことは一切ないわけでございます。

今後、繰越し、繰越しという形で、逡巡繰越しや、そういうもの以外はなるだけ出さないように、しっかり年度内で執行できるように努力をしてまいりたいというふうに、これも先ほど申し上げましたように全力で当たっていき、また繰越しをして、また国の方に返還をしてまいりましても、補助金をまた再度事業を進ませていただく中で予算要求をして進めさせていただきたいというふうに思っております。

**西井委員長** 岡本委員。簡単明瞭によろしくお願いします。

**岡本委員** 市長の方から、新市の建設計画の話がありました。それは合併当時、新市の建設があるわけで、ただ私は、救われているのが5年間延長になった、これは大きく救われているというふうに思います。もし延長がなかったら今年でしまいですわ。しまいとなってきたら、その新市の建設の中でどれだけ消化できたのか。なかなか消化ができないということである。それは今、市長もそれは苦しい立場やと思っておりますけども、それは当然、市長となって、やっぱり責任ある仕事につかれた以上は、これは言い方悪いですけども、やっぱり計画したことをこなしていかならんというのが使命じゃないかなというふうに私は思っています。

それと、揚げ足を取るんじゃないですけど、いわゆる日本、国に返還して、また次の年に補助金をもらう、これは確かにそうやと思います。しかし、私は、なぜ毎年毎年こういうことを言うてきたのか。私は補助事業のあり方が違うんだな、理解の仕方が違うんやなと思うから言うてきてるんです。今まで、いわゆる民主党政権になるまで、補助事業、こんな簡単に国から10億ってなかなかおりてきませんよ。ですから、おりてきた以上は100%使わなアカンということで私は考えております。しかし、今、県の方も国の方も、簡単に余った金は返して結構ですよと、そうなってるかどうか知りませんで。今見とったら、どうもそんなような気がします。

私は前々言うとするように、こんな時代がいつまで続くのか、もっと厳しい時代になってくる、そうなったときに、そういう考え方をきちっと、やっぱり基本的なものを職員が理解し

てもらわないと、これからの葛城市のまちづくり、私はどんつくやないかなと思うから、すごく嫌われ役を言うとするわけですね。普通でしたら、これだけの繰越しをして、未執行して、今までの県やったらどの事業もつけませんよ、補助事業なんて。それこそ陳情に行ったって、前年度事業を執行してから来なさいと言われるですよ。これが現実ですよ。今は結構なことですよ。今、市長おっしゃるように、繰越しして返して、また次申請したらついてきまんねん。ほんまに結構な時代やと私は思います。

ですから、やっぱり私は口を酸っぱく言うとするように、補助事業とは何やということをもう一遍中でよく検討していただいて、もう既に平成25年度でも二十何億、もう繰越ししてはるわけですか。私はいつも思うのが、なぜこう簡単に繰越しできるのかなど。それは国の3月補正は別ですよ。いつも職員から言われるように、3月に補正されて、そんなむちゃなこと言いはんな、それは3月補正、わからんことない。これは国の施策。ところが当初予算に組んで、1年間ありながらぼーんと繰越し。そやから私はやかましい言うとするわけですね。

そやから、そうなったら、議会で予算審議して行って、必要やから予算は要求されてくる。そうですか。結構ですよ。それやったら、我々、賛成せなあかん、賛成させてもうた。ところが決算になって、ふたを開けてみたら、いえいえ、執行できてまへんねん、毎年毎年、私、議員にならせてもらって4年余りになりますけども、繰越しのない年はないんです。ですから、私、しつこく言うんですよ。その辺、平成25年度繰越しはしゃあないとして、平成26年は一切繰越ししませんというぐらいの覚悟でやっていただきたいというふうに思います。

**西井委員長** ほかに。

白石委員。

**白石委員** それでは、私も土木費の方に入ってまいりたい、このように思います。私の質問の中心は、地域活性化事業道の駅と吸収源対策公園緑地事業であります。本9月定例会の冒頭にありました、私の一般質問の中で、新道の駅事業が大転換をされる、こういうことが明らかになってまいりました。これらの一般質問の中での答弁に基づいて、それらを確認し、これから本当にどのようにこの道の駅事業を進めていくのかという点を伺ってまいりたい。さらに、この個々の問題についても伺ってまいりたい、このように思います。

私の一般質問の中で明らかになった大きな問題は、これまで矢間前部長の答弁では、道の駅事業のうち、商業施設等が計画されている2万2,000平方メートル、それにプラスをして、違法盛土の分4万2,990平方メートル、さらにその北の昭和仮設リース等がある土地6,840平方メートル、そして、市の土地であります大池が3,368平方メートルだったというふうに思います。これらの土地も含めて、この都市公園事業で行っていくということが、この間の議論の中で言われてきた。2万2,000平方メートルのこの面積が、違法盛土等をあわせて、約7万5,000平方メートルから7万6,000平方メートルに拡大をしてきたということでもあります。

これはどうしてそうなってきたか。これは矢間前部長の答弁では、都市公園事業でやはりやっていくということであるならば、その建物、例えば売店とかレストラン等は、建蔽率2%の中で建設をしなければならない、そういう条件を満たすために、新たにこの違法盛土

の部分を買取で購入する、そういう理由をつけて買ってきたわけですね。ところが、この一般質問の中で、それは間違いであったということを明言され、謝罪をされたわけであります。都市再生整備事業、旧まちづくり交付金事業で実施をするんだということであります。そうすれば2,300平方メートルの収益施設を建てられる、2階も800平方メートルで建てられると、こういうことになってきたわけであります。

そこでお伺いしたいんですが、この決算の成果報告書の中で、この用地の購入について、まちづくり交付金事業で購入をしているわけですね。ところが、矢間前部長は、用地については都市公園事業で買収をしている、このように明言をしているんですね。決算の成果報告書として、どうして、これは平成25年の成果報告書だけじゃないですよ。平成24年度もそうなってます。それで、平成25年度は少なくとも都市公園整備事業でやはり購入したというふうにならないとおかしいんじゃないですか。この点、まずはっきりとお伺いをしたい。これは今後の事業を進めていくに当たって、大変重要なことだというふうに思います。

それから、先ほど来、用地の問題がいろいろ岡本委員から発言があり、答弁がありました。私もこのクリーンセンターの進入路で、家屋の補償補てんについて、本当にちゃんとした鑑定がされ、購入をされているのかということでした。ただしましたけれども、この道の駅事業についてもそういう問題が、やはり、岡本委員は自分の想像で話をしておるということでしたが、私は具体的に数字をお示ししてお伺いをしたい、このように思います。

私は、以前から一般質問の中で、道の駅のこの西側、道の駅の方にもかかりますけれども、商工会の土地が存在をする。当初2,000平方メートル少しと聞いていたのですが、2,188平方メートルが正解らしいですね。それが6,133万円で購入されたのか。この点、まず明解にお伺いをしたい、面積、価格、お聞きをしておきたい、このように思います。

そして、その土地買収に当たって、私は一般質問でお伺いをするというので、事前に通知をする中で、これはやめてくれと言われた内容です。それは道の駅の県道側に位置している土地、はっきり言います、寺田自動車の土地です。ここには産業廃棄物が埋設をされている、県にも確認しました、廃対課もそのことはしっかりと把握をされているということであります。私は一般質問でこれをどう処理するんだということでお伺いをしたかったわけでありますけれども、用地買収の最中で、ぜひこれについては取り下げてほしいという形で、私も職員が一生懸命やっている仕事に、一般質問で横やりを入れるというわけじゃありませんけれども、しかし、もう既にお買収が終わっていますので、お聞かせをしたいと。どのような方法で買収をされたのか、その産業廃棄物は誰が処分をされたのか。これについては県に対してきちっと報告されているのかどうか、この3点について、まずお伺いをしたいと思えます。

**西井委員長** 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時08分

再 開 午前11時18分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

委員各位には、当初から申し上げますように、時間割をお示ししている中で、昨日も1

時間以上延長させてもらって、今日もまだ昨日に終わるべき款が午前中に終わっていないので、できるだけ簡単明瞭に、それで時間を守ってもらえるように、よろしくご協力のほどお願いします。

生野部長。

**生野都市整備部長** 都市整備部の生野でございます。ただいまの白石委員のご質問、3点あったと思いますが、その点についてお答えさせていただきます。

まず、公有財産購入なり、補償補てんの件でございます。これにつきましては、道の駅事業として購入をいたしておるわけでございまして、ただ、道の駅の道路部分とまちづくり交付金事業で行う部分と分けて掲載はさせていただいてるわけでございますが、あくまでも事業の手法といたしましては、決して都市公園事業ではなく、都市再生整備計画に基づく道の駅事業として購入をさせていただいたとるわけでございます。

次に、商工会の関係の件でございますが、商工会の土地に関しましては、2,190.54平方メートルあったわけでございまして、なお、用地単価につきましては、まだ現在、道の駅事業部分で1件の補償と1件の土地が残っておるわけでございますので、公表は差し控えたいと思います。

次に、産業廃棄物の件でございますが、これにつきましては、私、平成26年4月1日付をもって都市整備部長になったわけでございますが、平成26年5月9日に県の景観・環境局の増田次長と廃棄物対策課と今後の造成等について打ち合わせを行ったわけでございますが、その中で、廃対課の見解といたしましては、今ご指摘の土地に関しましては、産業廃棄物があるという件については報告事項もないし、調査も行ってないと、入っているという認識はないという回答をいただいております。

なお、その南側の部分につきましては、以前より土の入れかえ等が行われまして、最終的な産業廃棄物の全て搬出したという県の検査も終わっております。先ほど来のご指摘の中で、もう一つの土地に、現在市が購入した土地に関しても、産業廃棄物が入ってるんじゃないというご指摘があったわけでございますが、決してそのようなものはないということを再度申し述べておきたいと思っております。

以上です。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** まず、用地の購入が、矢間部長が言われていた、都市公園事業で購入したものではないと、このように改めて否定をされたわけでありまして。これ、矢間前部長が答弁したのはいつだか知っていますか。平成26年3月なんです。3月の定例会の、これは総務建設常任委員会で答弁してるんですよ。どういう答弁してるかという、岡本委員の、いわゆる公園事業で買収されたということは間違いありませんと、こう言ってるんです。そして、矢間都市整備部長は公園事業ですと、こう言っているんです。何で買ったんやと、こう言うたら、先ほども言ったように、都市公園に設置してもよい、都市公園の種類としましては、売店、飲食店等、都市公園法施行令で定められております、本道の駅に計画している施設については、これに該当するものと考えておりますと、こう言ってるんですね。

こういうはっきりした理由と名目をつけて買ってるんですよ。当時の部長ですよ、用地買収の先頭に立ってきた方ですよ。それがこのように答弁をされているんですね。それがまちづくり交付金事業で、道路事業とあわせて買っていると。もともとおかしいんじゃないですか。道の駅事業と、そして、この都市再生整備事業で行う交付金事業は別だって言って、最初から言ってるじゃないですか。最初出された、平成23年10月25日に出された計画、さらに平成24年3月に出された、常任委員会に出された。これは生野部長、いたじゃないですか。そのときの都市再生整備計画、これは別の事業として補助金でやりますと、こういうふうに言ってきている。それが今になって、全部同じ事業で土地を購入しているんだと。なら私たちは何を議論してきたんだ、何の報告を受けてきたんだ。謝って、それで済むのかと。ここをやっぴりはっきりしていただきたい。

しっかり、この3月ですよ、常任委員会ですよ。協議会違いませ。調査事項の中で発言しているんですよ。だから、計画が変わったというのは理解しました。都市再生整備計画でいきますというのはわかった。しかし、もう既に執行されているんですよ、土地買収。そうでしょう。平成25年度で執行されているんですよ。平成24年度に予算は計上されたが、全て繰越したんですよ。そして、初めて平成25年度で用地買収、あるいは建物補償をしたんですよ。既に執行されているんですよ。そういうされている中で、部長が明確に答えているんですよ。その理由も言ってるんですよ。おかしいじゃないですか。この決算の成果報告書もおかしいし、今の答弁もおかしいですよ。

やっぱり最初から都市再生整備計画ということがわかっていた、これは我々だってわかっていますやんか。なぜわかっているかというのと、この道の駅計画ができる前に、平成17年11月の臨時会で、議会がまちづくり特別委員会をつくって、山麓地域全体の整備計画をつくろうということで調査事項に入れたんですよ。その中で、2年余りの時間をかけて、山麓地域整備基本計画をつくり、さらにその計画を総合計画や都市計画マスタープランに反映をしてきたんですよ。その計画のまとめとして都市再生整備計画でやりますと、まちづくり交付金事業を受けてやりますと、こういうことになってたんですよ。それを引き継いだのが、道の駅は別でしたけども、平成23年10月25日に常任委員会に提案された内容、提案なんですよ。ところが、わざわざ、何でその計画を矢間部長が変えないかんですか。これはやっぱり、それなりに意図があったからじゃないですか。わざわざ都市公園事業で用地買収する、そうとしかとれないじゃないですか。いかがですか、もう一回ちゃんと答えてほしい。

それから、寺田自動車のこの件については、これはまたいない人の話になりますけれども、お互い同じ認識で、これをどうするんだと、どうしようという話で議論をしてきたんですよ。そして、もう既に処理が終わっちゃった。そしたら報告します。いやいや、こんな処理を、土地買うのはええのやけど、ちゃんと処理する分もさっ引いて買わんかいと。いや、それはもういろいろ考えてやりますので、一般質問はちょっと堪忍してください。だから私は、そういう議論の中で、当然行政として産廃の認識があるというのは当たり前のこととして思っていた。ところが全くそんなの関係ないということで、びっくりしているんです。廃対課も全くそういう情報、認識ないと、こういう話です。これはないと言われれば確認をするしか

ないですね。改めて確認をしたい、このように思います。

それから商工会の土地であります。私はなぜこの商工会についてしつこく聞くか。先ほど申したまちづくり特別委員会の中で、山麓地域全体の整備計画をつくる、その2年間の議論の中で、商工会からの提案があったんですよ。どんな提案やったか、今でも記憶してますね。産業会館をつくるんだ、商工会の会館をつくってほしい、10階建てのビジネスホテル的なホテル、展望レストランつき、さらに150席程度のセレモニーホール、その中に、農産物の直売所、そして道の駅というのが出ていますよ。これ、道の駅が出ていますよ。葛城市の合併協議会の新市の建設計画の中でも、山麓地域の整備基本計画をつくる特別委員会の中でも、道の駅なんてのは何にもなかった。それは当然でしょう。新在家に道の駅があるじゃないですか。1つあるものをどうして2つつくらないかんですか。議論をされてないんですよ。「當麻の家」があるんですよ。やっぱりこうやって商工会の提案の中で道の駅が出てきたというわけですよ。

そして私は調べました。そうしたら、平成16年に、3月でしたか、商工会は2,000平方メートル余りの土地、今、道の駅のこの部分、ここに土地をやっぱり買ってるんですね。平成16年3月だったと思います。土地を持っていたんですよ。平成16年ですよ。もう既に10年。その9年目のときに、今こういう話になってきてるんですけども、9年間、まさに塩漬けになっていた土地なんですよ。だから私は利害関係者が道の駅計画に参加するのはおかしいじゃないですか、こういうふうに、この事業の正当性や適法性は確保されているのか、こういう質問をしたんですよ。だから聞いているわけですよ。私は何の根拠もない数字を言ったわけではありません。商工会の平成26年度の総会というんですか、その資料の中に6,133万円、書かれています。これまでは、じゃあどれほどの価値の土地を持っていたか、これも資料を見てもみますと4,500万円です。4,500万円が6,133万円になって返ってきている。こういうことなんですよ。

これは何でこんなに高いんですよ。私、この地価公示価格を調査してみました。平成16年当時と今日の地価公示価格は上がってないですね。上がっているどころか、下がってますね。これは平均ですからね。平成16年と平成24年、比較をしてみますと81%なんですよ。これは安い価格で当時買ったのかもわかりません。しかし、その数字を見れば、先ほど来から、この土地の買収や、あるいは建物の補償について、いろいろ疑義ある質問が出ましたけども、私もやはりそう思っています。

この点について、これは答弁しようがないでしょうから、これはこれでいいですけども、まず最初の、一番の肝心な話ですね。矢間部長自身が3月の常任委員会のときに買ったと言っている。平成25年の当初予算に計上された用地買収費や補償補てん費、それを執行してきた責任者が、そのように言っているわけですよ。それを今否定しているわけです。どうでしょうか。

**西井委員長** 生野部長。

**生野都市整備部長** 再度のご質問でございます。この事業につきましては、先ほど来、委員ご指摘のように、都市再生整備計画、これにつきましては、平成23年度、平成24年3月に作成いたし

たわけでございます、この当時、私、都市整備部理事として携わったわけでございます。その中で、この事業につきましては、基幹事業と提案事業と道の駅の本体部分の関連事業という3つの事業を宛てがった計画でございます、当然、平成26年3月議会の岡本委員への一般質問の回答も、前任部長は都市公園事業というような回答をいたしておったわけでございます。そして、その後に行われました常任委員会でも、都市公園事業という説明をしたというご指摘であるわけでございますが、あくまでもこの事業につきましては、道の駅の整備事業ということで行っておるわけでございます、道の駅の本体部分につきましては道路事業、そして、基幹企業である道の駅交流広場なり観光交流センター整備事業、まちおこしセンター整備事業につきましては、旧のまちづくり交付金事業という中での用地交渉を行っているわけでございます、私といたしましても、なぜ前任者が都市公園事業と申したのかは、私自身も納得できないわけでございます、あくまでも都市公園事業ではあり得ないわけでございます。

以上、回答となったかどうかわかりませんが、あくまでもこの常任委員会での前任部長の都市公園事業ということにつきましては、岡本委員の一般質問で発言いたしました公園事業、2つあわせて間違いであったという認識を持っております。

以上です。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 改めて生野部長からご答弁をいただきました。それはもう生野部長は都市計画については、長年その職におられたわけで、大変詳しいというふうには思いますけれども、矢間前部長も建設省ですよ。やはりこれは都市計画のプロと言わざるを得ない方ですし、その方が都市公園事業と都市再生整備事業の違いなんてものは当たり前にはわかってるはずだと。我々素人だってわかるわけです。私はそれなりに理由があったと思っている。違法盛土4万2,990平方メートルを競売通しで買う。そして、その周辺を6,840平方メートル、3,368平方メートルの大池も入れてやりますねん。ああ、なるほど、これで2%いけるやんかいと、1,500平方メートル以上確保できるやんかいと。1,500平方メートルやったら、当初の計画の面積じゃないですか。違いますか。当初の計画の面積なんですよ。

ところが、河合部長の答弁では、商業施設は2,300平方メートルやと、こう言い出した。何で2,300平方メートルやねんと、こんな建蔽率からしたら建たへんやんか。いやいやいけまんねん、その上に2階もつけて800平方メートルやと、3,100平方メートルになると、こんな話ですわ。まるっきり当初の計画と今の計画は、基本理念、基本的な、基本計画そのものが変わってきている。そういう事業になってしまっている。だから、やっぱり一旦凍結をして、本当にきちっと整理をして、ほんまに賛否は別にして、やるんやったら、どうしてこの事業をやるんだということをしていかないと、こんな迷走する中で、こんな事業を進められますか。それは無理がありますよ。

とりあえず3点お伺いしました。全く納得できない答弁であります。もうまさに3月の時点で用地買収は終わってるんですよ。買ってる、ここに、成果に出てる分は終わってるんですよ。そのときに矢間前部長は答弁してるんですよ。これは事業手法は間違っただとしても、

これは私は間違っていないと思います。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** ちょっといろんな関連の中で、さっきから出ているわけやけども、生野部長、おたくプロやけども、都市再生整備事業、それでいくということはわからんことないわけやけど、やっぱり何て言うか、公園事業ということで明確になつとるわけで、その辺のことはきちっとやっぱり説明をしないと、今、白石委員のおっしゃるように、やっぱりあやふやになつたらなかなか難しい。さっきも言われたように、また、これ建設省と言ったら怒られるかわからんけど、やっぱりプロの人がそういう話をしはったということは、やっぱりきちっとしとかなあかと私は思います。

それと、今、ちょっと私、名前はよう出しませんけど、山麓で今、産廃の話が出てきた。そこで、副市長が、私は何遍もこの話をしました、JR奈良駅前の二の舞になりませんかとまた言いました。はっきりよう言いませんさかいね。ほんなら、副市長、わかっていると、こう言わはったんやけどな。それと、今言われた矢間部長、きちっと買収するときに、その費用を引いて購入しますとはっきり明言してはるわけや。ところが、ここでは、今問題の土地、何ぼやっってはっきり出てませんで。そうやけども、どうもこれを見る限り、今、白石委員の質問を聞く限り、そんな何も問題のない土地やということで私は購入してはるように思うわけやな。

もし、これ、工事したときに、もしですよ、想像ばかりで物言うたらあかんけども、もし出てきたときに誰がその処理をするの。今の所有者、葛城市やな。葛城市で処理をせんと、もとの持ち主と言うていかれへん。それをわかりつつ買うてるといことしか解釈できへん。副市長、そういうことではな。副市長、初めからわかってまんがな。わかってて買いまんねんとはっきり言うてはるわけや。矢間部長も差し引いて買いまんねんってはっきり言うてはるわけですわ。それを差し引きしはったかどうか知りませんで。今見ていたら、どうも、その地下に埋っているものは関係ない、通常の土地やという買収をしてはるように私は思います。そこら、副市長、どうですか。

**西井委員長** 副市長。

**杉岡副市長** 今現在、議論をいただいております、今回買収させていただいた土地のいわゆる南隣接地におきましては、そのような表面にもあらわれてきておった状況がありまして、そこに産業廃棄物がありましたことにつきましては、私、その当時担当の部長をしておりましてので確認をしております。その状況から見てみますと、付近にそういうものが存在するということもあり得ると、あり得るとい思いを、そういう認識を持っておったわけでございます。しかしながら、先ほど生野部長が答弁をさせていただいておりますように、いざ契約に当たりまして、廃対課等との調整をさせていただきましたときに、そういう部分につきましては、県としては存在を確認しておらないと、ないというふうなことで、先ほど生野部長が答弁いたしましたように、それに基づきまして契約をさせていただいております。

以上でございます。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、副部長もはっきりおっしゃったように、その当時としてはと言うけども、それから今までの間、3年か5年か知らんけども、整理という言葉がええんかしらんが、それをされた形跡があるんのか。私はないと見とるんですわ。そうやけど、知り得た秘密を余りしゃべってもあかん、だから私はこれだけにしとるわけで、副市長、認めてと言うたら失礼かもしらん、今言われたように、あり得る状態であったということで発言したと、こういうてはるわけや。その後において、今、副市長が思うてはった状態から、今現在変わっておるのかどうか、私は変わってないと見とるわけや。ほんなら、疑うたらあかんけども、今度工事をした中で出てきたときに、税金を投入せんとその処理ができへんということになってる。それを、もっと言うたら、わかって購入してはんのかなということにもとれる。だから、私は関連で、副市長の話やないけど、はっきりしとかんと、やはりこれはいずれわかる話ですやんか。工事に入っていったら、土をのかせてきたら、出てくる、ああ、えらい宝物出てきましてとなったら難儀やから、今言うてるわけですけどね。その点はどうか。

**西井委員長** 副市長。

**杉岡副市長** 先ほども答弁いたしましたように、あの当時につきましては、その辺、付近につきましては、あり得るだろうというふうに、これは想像しておりました。しかしながら、あの部分につきましては、県が立ち合いし、あの部分についての撤去が終わっておるというのも確認はされておりました。そのときに、先ほど申しましたように、今現在購入させている場所につきましても、県は存在はしないというふうなことを部長が確認いたしまして、それをそのとおり、それが真実であるというふうに確信しております。

以上でございます。

**西井委員長** 生野部長。

**生野都市整備部長** 今、岡本委員、工事のときに出てきたらというご指摘の件でございます。これにつきましても、計画の中で、この場所につきましては、先ほど副市長が説明申し上げましたように、県が検査を終わっているところにつきましては、切土を行う土地で、調整池等が入るわけでございますが、今ご質問いただいている土地に関しましては、盛土部分になるわけでございます。一切土地の掘り起こしは行わないということでございました。ただ、もしも土壌等に問題があればということで、盛土の場合につきましては、表面50センチの土をすくい取りまして、その関係の土壌調査も行い、なお違法な数値は出ていないという確認のもとに、この部分につきましては、一切土地の入れかえ等に係る費用は引かずに、鑑定価格で購入をさせていただいております。

再度申し上げますが、工事のときにそういうものが出るかというご指摘につきましては、一切、切土を行いませんので出てこないということでございます。

以上です。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 土地を購入するときに、今、副市長おっしゃるように、疑いがあると言うていかどうか知らんのやけども、そういうのはもう、それは県も信用せなあかんのか知らんけど、今、生野部長の淡々と言われた。50センチ下、掘って何も出てきません。それ以上言うたら具合悪

いから言わへんけれども、それと、まだ上に盛っていく、盛っていくさかい問題ないのや言われたら、ちょっとと私は思います。

それと、購入者は県になるし疑うたらあかんけども、今、副市長が言われたように、その当時と今も同じ状態であるとしたら、やっぱり私は疑うべきではないかなというふうに思います。やっぱり税金を投入して、大きな金額をかけて土地を購入するわけやから、例えば、私はいつも言うんです。私は甲斐性もないけど、自分が土地を買うとしたときに、何も見やんと買うんかや。やっぱりきちっと確認をして買う、これは私は常識やと思うとるわけですわ。だから、特にそういう公の土地、自分の土地は納得やけど、公の土地については、やっぱりきちっと調査をして購入する、こういう姿勢を貫いてもらいたいというふうに思います。

**西井委員長** ほかに質問はございませんか。

白石委員。

**白石委員** 引き続き、この地域活性化事業道の駅についてお伺いをしたいと思います。それぞれ産廃の問題とか、あるいは違法盛土の問題、お伺いをしてみました、また違う視点からお伺いをしておきたいと思います。

あの地域、当然砂防法に指定されたところが、一部やはりかかっているところがありますし、また、土砂災害警戒地域にかかっているというふうに私は理解をしているわけですが、この点について、まずお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、古墳の問題であります。さきの総務建設常任委員会の中で、生野部長の方から、3カ所から古墳が出てきたということでありました。2カ所については、これはもう解体をするんだと、あと1カ所については、改めて調査をして、保存をするのか、移転をして保存をするのか、その場で保存するのか、あるいはまた解体をするのかということを決めていきますということでありました。私は、歴史博物館の学芸員ですか、吉岡主幹でしたか、お伺いしましたら、いえいえ、まだそんなことは決まっていません、これから調査をして、予算もつけていただいて、建設課で予算をつけていただいて、改めて調査をするんです、とりあえずはトレンチを入れて、大体どういう状況になつてるかというのをつかんでおります、こういう話がありましたけれども、これはどちらを私、信用していいのか、ちょっとわからないので、この点もお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、肝心なことを忘れてました。その違法盛土並びにその北側下部に当たります6,840平方メートルの土地ですね、そして大池3,368平方メートルでしたか、これらは葛城市が吸収源対策公園緑地事業で整備をすると、その前に県がその違法盛土の部分、防災安全交付金事業、いわゆる砂防という形で、全体事業費で、ここでは1億2,000万円と書かれていますけれども、平成26年度に着手をして、完成年度は平成27年、こういうふうになっていきます。

事業の必要性については、当該地区は奈良県中部の葛城市に位置し、砂防法による砂防指定地に当たる。平成22年に区域内で小規模な斜面崩壊が発生し、隣接する民地が罹災した。3、斜面崩壊が拡大すると、斜面下部の葛城市道、ため池、水田、耕地に被害が及ぶおそれがあるとともに、下流域には人家が多数存在することから、早急に対策が必要であると、こ

ういうことで事業をしてくれることになった。これは本当に地元の方々、そして行政、市長含めて県にお願いをしていただいて、辻本県会議員にもお世話になって、こういう事業をやっていたとということになった。これは私も感謝をしています。

しかし、基本的には、あの違法盛土を許したのは、これは奈良県なんですね。県が実際に、我々が何回も一般質問で取り上げてやってきた、しかし、そのまま放置した中で、ああいう状況になったわけでありまして。それを県がやってくれるって、これは当然のことだというふうに思います。そこでお伺いします。県がこのように、防災安全交付金事業をやっていただけ、砂防事業をやっていたと、このようになった。県の方にお伺いしますと、その盛土の部分、取ってくれるんかいと、地元との業者との約束では、10メートル切り下げると、こういうふうに聞いているというふうに話をしましたところ、いやいや、もう定着してるから、これはいわゆる一部の崩落部分を切り下げて、そこへちゃんと手入れをしてやれば、あるいは段切りをし、水利をつくり、管理道路をつくる、これで十分だという話で終わったわけでありまして。切り土してくれへんのかいと、こう思っていたわけです。いやいやもう、県は定着しているから問題ないという。

そこへ吸収源対策公園緑地事業で、やっぱり5万平方メートル近くの事業をやっていくということになると、これは市として大きな支出に、負担になるわけです。私はもうこの砂防事業で十分だと、そして、今購入をしようとし、鑑定費を補正予算に出している、この6,840平方メートルの購入する、もうこれは必要ないじゃないの。そうでしょう。もう都市公園事業でやらない、それだけの面積要らなくなってきた。行政としての事業目的そのものも違って来たわけでしょう。

真剣に質疑をしてるんですよ。ちゃんと受けとめていただきたい。もう必要ないんじゃないですかと、ここで言うてるわけですよ。こんな支出をする必要はないんじゃないですか。もう山は県がやってくれる、これは当初からの願望ですよ。県がやるべきだ。100歩譲って競売で土地を取得したというのは、これは県に事業をやってもらうためには、これはしゃあないと思います。しかし、今はもう都市公園事業でやるという方針転換をしちゃったわけですよ。都市公園事業でやるというのは、これは市長も副市長も、矢間部長と同じ考え方だったんですよ、この3月まで。いやこの5月までか。6月やね。だから私は言ってるわけですよ。変わってなかったも、私は言いますけれども、行政としての事業の手法として、やっぱり7万5,000平方メートル要るんやったら。しかし、そういう理由が要らなくなったら、余分な仕事しなくていいのじゃありませんか、当然じゃないですか。この3点ですね、お答えいただきたいと思います。

**西井委員長** 暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時00分

再 開 午後1時07分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

先ほどの白石委員の質問に対して答弁をお願いいたします。

生野部長。

生野都市整備部長 白石委員から3点ご質問をいただいております。

まず、道の駅の事業部分についての、砂防法の点についてでございますが、砂防の指定区域に一部入っておるわけございまして、この方につきましては、開発事前協議等の中で、県の砂防課と十分な協議を重ねまして、対策を講じる予定をいたしております。

次に、土砂災害警戒区域ではというご質問でございますが、今現在、葛城市におきましては、旧の新庄地域で30カ所の土砂災害の警戒区域に、既に平成20年3月に指定をされておるわけでございますが、なお、旧當麻地区につきましては、現在土砂災害の基礎調査の集計がまとまっておるということを、高田土木事務所の方から聞いておりまして、その中で、この地域におきまして一部土砂災害の警戒区域に指定をされるであろうという予定の区域が入っておるわけでございます。なお、まだ告示が出ておられませんので、確実に入ったとは言えないわけですが、調査の集計の中では入っておるということを申し上げたいと思います。なお、いずれにいたしましても、こういう土砂災害の防止につきましては、造成工事等で十分な対策をしていく予定をいたしております。

次に、古墳の件でございますが、私、平成26年6月の常任委員会の中で、古墳があると、その中で保存する可能性が出てきておりますので、10月ごろに本掘を行いまして、今は現在試掘の段階ですので、本掘をした後に解体をするか、保存をするかという決定をいただくというようなことを、学芸員である神庭からそういう話を聞いておりましたので、そういうご報告をしておるわけでございます。

今現在につきましては、本掘調査に入っておるわけございまして、教育委員会の見解といたしましては、発見された古墳は、過去において大きな破壊を受けたことも多いことから、本調査による埋蔵文化財の記録保存を予定しており、現状での保存はないというように聞いておるわけでございます。

次に、違法盛土の件でございます。この部分につきましては、奈良県の方が対策として実施していただきますのは、斜面中央エリアにおける崩壊地上部の土の排出及び成型がまず1つございます。2点目につきましては、斜面全域における排水溝の設置、3点目につきましては、ふもとから斜面頂上での通路の設置ということで、平成26年度につきましては5,250万円の予算が計上されておるわけございまして、今現在、基本設計中であるということをおの砂防課から聞いておるわけでございます。そして、引き続き、平成27年度につきましても予算要求をするというふう到现在聞いておるわけでございます。

なお、建蔽容積率がクリアできるのならば、吸収源の公園をしなくてもいいのかというご質問でございますが、これにつきましては、確かに違法盛土の解消は、県のそういう砂防の工事で解消になるかと思うんですけども、今後の景観等を考えますと、この吸収源の公園事業を実施いたしまして、よりよき景観を守るためにも、今後も事業に向けて進んでいきたいというように現在思っておるわけございまして、当然、今現在も吸収源のもう補助金等も一部いただいております、ただいま補正で上げさせていただいております工作物の移転補償等も国費をもって調査を行い、土地につきましても、後者は強制競売による取得いたしました土地も含めまして、6,840平方メートルの個人さん所有の土地も購入いたしまして、公園整備

をする予定といたしておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 砂防法については、これは平石谷川を中心に、その流れに沿って指定をされているということで、北の上部の方にこれはかかってくるということでありまして、県のこの事業箇所総合評価シート、これにも明確に書かれているわけでありまして。当然万全な措置がとられなければならないし、また、このような地域に公共施設を建てていくということに対して、どのように議論をしてきたのかということも、私はお伺いしておきたいと思っております。

この土砂災害警戒区域の件でありますけれども、現在は基礎調査をし、どういうんですか、区域に指定する、そういう段取りになっているということでありまして、葛城市の防災マップでは、明確に地域がはっきりと、土砂災害警戒区域と書いてますね、これ、わかるね。これは南藤井、大屋、中戸のマップなんですけれども、私、カラーペンでなぞっていますけれども、この区域が凡例から見ると、土砂災害警戒区域というふうにやっぱり書かれているわけですよ。だから、当然こういうことを認識された上で、やはり事業は進められているということ、私はそのようには思っているんですけども、しかし、いろいろ議論の中で、そんなの指定されていないとかいう議論がされるわけで、これはおかしな話だと、そうしたら行政は認識をしていなかったのかということになるわけで、そこをはっきり改めてご答弁をいただきたい、こういうふうに思います。

それから、古墳の件は、そうしたらはっきりしておきたいと思うんですが、3カ所トレンチを入れて、3カ所じゃないね、トレンチを入れて、3カ所に古墳があるということが明らかになったと。部長が答弁されたのは、この保存する、破壊されていない部分なんですか、1カ所について改めて調査をして、保存するか解体をするか、決めていくと、こういうことであって、あとの2カ所は、当初、部長が答えたように、大きく破壊をされているから、これはもう保存はあり得ないから解体と、こういう意思で言われたのか、その辺、これ、委員会は6月でしたか、3月でしたか、ほん最近の話なので、私も学芸員の方にお伺いしたら、いや、まだそんなの決まってませんと、解体とか、まだそんなの決まってませんって話だったわけで、そこをやっぱりきちっとしていただかないと、委員会ではもう解体、2つは解体するんだと、あと1カ所については調査をしてということだったというように記憶をしているわけで、その点、はっきり2カ所はもう解体で、あと1カ所については改めて調査をして、どうするかということを決めるのかどうかですね。それとも、3カ所とも改めて調査をして、記録保存するのか、実際に移転をしてその保存をするのか、現地で保存をするのか、その点、ちょっともう一回聞かせていただきたい、このように思います。

それから、この吸収源の話であります。また、吸収源は後でもお伺いをしたいと思いますけれどもね。まあそれは、どういうんですか、自分たちが進めるこの道の駅事業にかかわっては、それはもう大盤振る舞いで、景観とか、そういうことを言いましたけど、やっぱり事業費かかるわけでしょう、用地費、造成、かかるわけでしょう。ところが、木戸や疋田はどうですか。これは行政が必要ないから、行政がそんなの必要ないと、大字が言うてくるから

寄附金もらいまんねん、1,100万円、1,500万円徴収しまんねん、こんなことで国の事業が、もう補助金もろてまんねん、えらい違いまんなあ、扱いが。こんなの、自分のところのやる事業やったら、まだ何ぼでも、どんどん金をつぎ込んでいく、ささやかな公園をつくって、地域のために、防災のために、そこから寄附金を徴収する、こんな不公平なやり方がありますかいな。そこを言うてるわけですよ。だから、景観なら景観で、それを考えたらよろしいやんがな、後で。それで、その都市公園事業でもうやりまへんというて、こんなん面積なんてそんな関係あらしまへんと、こうなってるのにやで。自分らの都合のためには、道の駅をするためには、こんなのでは私は納得いかない。そういうことなんですよ、私の言ってるのはね。

それから、切土ですね。県は、私が直接行って聞いたときには、しませんと言いました。もう定着をしていると。これは市がするんですか、吸収源でやるんですか。県は必要ないと言ってるのをやるんですか。もう一回お伺いします。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 先にその山の話、この盛土の話をされました。道の駅事業があるから公園をやるとか、やらないから公園をしないとかという問題ではなく、ここの問題につきましては、私は市長になった平成20年には大字、寺口、中戸、太田、三大字の区長と、それぞれの水利組合の皆さん方に集まっていたいて、初めて三カ大字を寄せた上で協議をさせていただいて、この山について、今後1カ大字だけでは許可をしないというような取り決めはさせていただいた、ここに県を呼んで協議をさせていただきました。それから、本人が亡くなり、その前に、現議長、西川議長とともに荒井知事のところに何度となく陳情に行かせていただき、県の問題であるから何とかしてほしいというところで話し合いをさせていただいて、それでも認識の違いで、なかなかその溝が埋まらなかったわけでございますけれども、2年、3年ほど西川議長と一緒にさせていただいたと思いますけども、その中でようやく知事が現地を調査させ、なおかつ、その土地を市が手に入れるならば、また、その下に道の駅という事業をやっていく、そういうことであるならば、県もこの事業に対して乗り出そうということがございました。

今年度、土地を手に入れてということになるわけでございますけど、それまで協議会、県と知事の部局の砂防課ですね、県の砂防課と協議会をつくりまして、平成24年4月23日に発足をし、以後6回協議をさせていただきました。その結果をもって議会の方に、昨年、平成25年5月30日にご報告をさせていただきましたのが、先ほど生野部長が答弁させていただいた内容でございます。そのときに、県はこのことに関しましては、斜面、崩壊の部分の上部の排出の成型をする、排水溝の設置、斜面排水溝の設置とふもとからの上部を手入れするための道路の設置というものをされた。その中で、葛城市が手をつける事業として、斜面頂上部の切り下げ、それと頂上部の土砂を利用した斜面ふもとの法面及び植栽について、これは協議会の中で合意をし、それを市議会の方にご報告をさせていただいて、皆さん方にご説明をさせていただいた内容でございます。

県は、上の部分について切土が必要ないということは一切言ってない、これは県と市の協

議の中で、市が担当するという形になり、単費でするよりも、何か補助事業でさせていただくということを探させていただく中で、吸収源対策緑地公園事業という形で事業採択を受け、それで進ませていただくということになったわけでございます。

**西井委員長** 生野部長。

**生野都市整備部長** 砂防法の指定地域に関して、公共施設の建設の議論があったかというご質問であったかと思えます。これにつきましては、この地域につきましては、以前から山麓地区の整備計画の中で、地場産業振興ゾーンという形で、平成17年から入れておった区域でございまして、当然その当時からも、施設等の建設に関しましては、砂防法の規定は当然あったわけでございますので、そういう中で十分な造成工事等で危険を防いでいくというような形で、今現在は道の駅という手法で事業を進めさせていただいているわけでございます。

続きまして、地域に指定されていないということもおっしゃったわけでございますが、私、指定されていないということは、先般の一般質問の中で、朝岡議員の質問に対しまして、地滑りの防止区域には指定はされていないというような答弁をさせていただいたということでございまして、あと、それと次に、地滑り防止区域、これにつきましては、地滑り等防止法第3条による国土交通大臣が地滑り防止地域を指定するというようになっておりますので、この指定はされていないという答弁をさせていただいております。

続いて、古墳の件でございますが、平成26年6月、前回の常任委員会で、解体と、あと保存の可能性がという答弁をさせていただいておりますが、トレンチの試掘のときに、私の方、現地に神庭学芸員に説明を受けまして、予定といたしましてのことを聞いたということでございまして、当然、今、発注を行いました本掘で全て鑑定をしているという中で、今現在、本掘に入っているわけございまして、これにつきましては、今の教育委員会の段階といたしましては、埋蔵文化財の記録保存を予定しておるといふうに、今現在は聞いております。当然、まだ本掘が終わっておりませんので、この本掘が全て終わり次第、最終的な結論も出ようかというように思います。

以上です。

**白石委員** 3基、4基ともやな。5基あるの。

**生野都市整備部長** 一応、トレンチが3カ所掘っておったわけございまして、その中で、そういうような石室が出てきたということで、今は、以前は試掘でトレンチ3カ所だけでしたので、対象エリアは全て本調査を行うということでございます。

以上です。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 吸収源の話で、いろいろ、市長はこれまでの経過を含めて言っておられるわけでありまして、けれども、県との約束で、当初そういうことがあったのかもわからないけれども、実際にこの都市公園事業としてやっていく上で、この吸収源対策公園緑地事業でこの事業をして、公園として指定をし、そして、それらが7万5,000平方メートルばかりになると、そういうすれば建蔽率が十分満たすことができると、その施設の面積を満たすことができると、こういう一連の話があるわけですね。そんなんなかったら、今の市長の話、ああ、それはそ

うやというので、これは納得いくんですよ。ところが、この話が実際に、もうこの3月、6月の話として出てきていたわけで、だから私は言っているわけですよ。

私自身は、それは県がしっかりと働きかけていただいたおかげで、土砂を防止する工事をやってくれはると、そういう説明を受けました。それはもうやってもらったらいいいじゃないですか。もう一つ南の谷も、もっともっと私はちゃんと、水辺事業とか、いろいろやってほしかったけれども、結果としては、砂防事業で堰堤を3つつけてくれたと、こういうことになっているわけです。だから、そういう流れからしたら、やっぱり県が動いてくれたというのは、これは大きなことだというふうには私は理解しますけれども、現状でこれまでのいきさつ、経過、道の駅の事業の中身からしたら、本当に必要なのかと、これは言わざるを得ないわけでありませう。

それから、砂防法ですね。土砂災害警戒区域、あるいは先ほど部長が言いました地滑り防止区域、言いました。ここに砂防三法についてという、これは奈良県のホームページからとったものでありますけれども、やはりこの砂防三法が全体として、この急傾斜崩壊危険区域を含めて、やっぱりその地域の土砂災害を防止をしていく、そういう基本的なものになっている。そして、そこへ新たに土砂災害警戒区域というのが出てきているわけでありませう。

そして、ちょっと認識が違うんですが、先ほどお示した防災マップでは、土砂災害警戒区域やと書いてるんですわ。今集計をして、指定される予定だという、そんなこと書いてありませんで。持ってはりますか、これ。これ、皆さん、配ったやつでっせ。各戸に配ったやつです。それでちゃんと、これ、私はこの赤い部分はカラーペンでなぞりました。ここら、ちょうどその真ん中に道の駅があるんですよ。本来、これは中戸部分はそれはわかります。しかし、太田部分もこれは入っているんですよ。ここには土砂災害警戒区域と明記されている。誰だって指定されていると思うじゃないですか。しかし、現実には基礎調査中であって、今集計をして、区域に指定される予定だと、こういうことなんですよ。だから、答弁する場合は、やっぱり住民の皆さんに誤解を与えないようにしないと、やっぱり砂防三法があり、土砂災害警戒を新たに指定する、そういう、これは土砂災害の教訓を引き出して、こういう法律が新たにできたわけですし、そういう立場でやはり答弁をしていただきたいというふうに思います。

そして、こういう盛土を含めて、やはり崩れたら大変な地域にあるということは認識をしたのかどうかという話、一度したことがあります。行政としては認識をしていたというふうに思います。しかし、検討委員会、地域活性化事業、仮称道の駅建設の計画を立ててきた検討委員会や、あるいはワーキング会議については、こういう情報は伝えていません、このように当時の石田部長は、私の一般質問に対して明言していますね。行政は知っていた。しかし、検討委員会あるいはワーキング会議には全くそんなことは言っていない。これではやっぱり困るでしょう。場所を5カ所から選択をする、そんな中で、やっぱりちゃんとしたそういう情報を提供しないとだめじゃないですか。これは間違いはないですね。この検討委員会は、ワーキング会議の各種団体あるいは市民個人の方々にお伝えをしていないということは、そういう答弁があったから事実だと思うんですが、この点、最後に、いけんのか、いかれへ

んか、もうあかんのか。これはまた改めてお伺いをしていきたい、このように思います。

**西井委員長** それでは、続きまして、白石委員。

**白石委員** それでは、委員長の格段のお取り計らいによって、引き続いて質疑をしたい、このように思います。

吸収源対策公園緑地事業について、102ページであります。この事業によって、木戸、そして疋田の公園が竣工をされたということであります。私は、この事業そのものについては、国はこの地球温暖化を防止するために温室効果ガスを減らしていく、そういう役割を果たす緑地公園をつくっていくというこの政策のもとに、この補助事業をつくって、広く全国に発信をした、その事業を採用してきたわけであります。

この事業については、ご承知のように葛城市は補助要件にあっています。もともと葛城市は緑の基本計画をつくっておられて、その基本計画もちゃんとあるという中で実施をしてきたわけであります。ご承知のように、葛城市の緑の基本計画は、合併後、合併前からのいきさつを生かしてつくられたものでありますけれども、この計画に基づいて、既に緑化重点地区整備事業あるいはまちづくり交付金事業という形で、旧新庄町地内でありまして、6カ所整備をしまいいりました。この整備については、用地はもちろん造成費は、これは地元から一切の寄附金や負担金、これは徴収しておりませんでした。それがこの吸収源対策公園緑地事業を適用するに当たって、要望があった大字から、用地取得費の国の補助金を除いた2分の1、これを寄附金と称して徴収する、こういう方針が明らかになりました。これは私はおかしいのではないかと。これまでそんなことやったこともない、また、これは地財法の4条の5の割当的寄附金等の禁止の規定に違反するのではないかとということで、この改善を強く求めてきました。

しかし、副市長や部長は、これはこんなん何ぼでも手を挙げたら、予算がない、財源がない、これは応分の負担してもらわないかん、葛城市の用地取得に関する分担金徴収条例のただし書きに基づいて徴収するんだということを明言をして、そのとおりに疋田から1,100万円、3分の1ですよ、そして木戸から1,500万円徴収をしてるんですね。これを議論される中で、いやいや、この徴収したものは、これは一般寄附金で、全ての事業に使える寄附金なんだと、そういう言い分が変わってきて、寄附金の取り扱いに関する規定に基づいて審査をし、これは公正公平な寄附金だから、まちのために使うために、喜んでいただくと、こういうことになってきた。

しかし、実際に、私が言ったように、木戸、そして疋田から言った金額が入っているじゃないですか、規定に基づいて。まさに副市長や部長が言うてきたようになってるわけです。これをちゃんと説明していただきたい。こんなの、私は寄附金をいただくためにつくった取扱いの規定に照らしても、これはやはり受け取れないものだというふうに思っています。この点、初めてこういった決算に出てきた。当初のことが間違いやったら間違い、いやいや、もうそのとおりでんねん、これからも吸収源やほかの補助事業で公園緑地事業をやるときは、皆もらいまんねんと言うのか、はっきりしていただきたい。

**西井委員長** 副市長。

**杉岡副市長** 吸収源対策の緑地公園に関する寄附金の問題でございます。一般質問でも答えておりますように、割当寄附、また特定寄附ではございません。あくまでも、地元から感謝の意味を込めました一般寄附金として収納させていただいております。

以上でございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** あなたの言ってることは全く違うじゃないですか。平成25年3月の予算議会で答えている答弁、違うでしょう。葛城市の用地取得に関する分担金徴収条例に基づいていただきますねん、これが根本ですねん、答えてるじゃないですか。部長もそうでしょう。公平を図るために、できないところと、大字との公平を図るためにももらいますねん、これは一般寄附金違いまんがな。そのように言ったとおりになっているから、私言うてますねんわ。疋田から1,100万円、木戸から1,500万円入ってまんがな、あなたの言ったように。これはまさに任意の寄附金なのかと、自由裁量で出した寄附金なのかと。おかしいじゃないですか。

寄附というのは、まさに金額、何に使っていかかわからん、それは指定寄附もありますけども、一般寄附金なんかだったら特にそうじゃないですか、金額なんてぴしゃっとあうはずもない。ところが、分担金徴収条例のただし書きの規定、ぴしゃっとおうてるじゃないですか。あなたの言ってるとおりの金額じゃないですか。後からいろいろ理由をつけて、こんなこと通用するんですか、行政。こんなの、私らこんなこと議論していて、ああそうでっかなんて聞いてられまっか。平成25年3月の予算議会の発言、取り消すんですか。これを取り消さなかったら、今のあなたの言ってることは全く整合性がない。私ら、だましてるのと一緒やないですか。答弁いただきたい。

**西井委員長** 副市長。

**杉岡副市長** 先ほど答弁させていただきましたとおりでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** これで終わりですけども、言いつばなし、いいですよ。全く無責任じゃないですか。本会議での一般質問に対する答弁、予算委員会、決算委員会に対する答弁、これは市民の皆さんに公開されます。会議録に載って、総務省も行き、よく私言いますけれども、永久保存されるんですよ。こんなの、永久にこれを私、生きてる間、言いまっせ。やっぱり行政というのは、法律や条例や規則や計画や制度にまずはのっって仕事をする、だからこそ市民からの信頼を得て仕事ができるんじゃないですか。自分の思いで、自分の考えで、この件については結局とります、この計画はやめて道の駅にします、地財法、何のためにできてるんや。こんな答弁、委員長、全く不一致ですよ。平成25年3月の予算委員会の会議録、精査していただきたい。そして、今言ってる答弁と食い違っていることに関して、ちゃんとした対応をしていただきたい。

以上であります。

**西井委員長** 先ほどの休憩中に申しあげましたように、この款はこれで終わらせてもらいますが、よろしいでしょうか。

引き続き、7款、消防費から最後の12款予備費までの審査を行いたいと思いますが……。

**白石委員** 委員長はもう何にも措置とってくれへんねんな。

**西井委員長** 後でまた検討してみます。

**白石委員** そうしたら、委員長、副委員長で検討してください。

**西井委員長** 昨日の委員会の中で7款消防費の審査につきましては、参考人として奈良県広域消防組合葛城消防署から、高橋署長、伏見副署長、中田総務課長、西川警防課長、河井予防課長の出席を求めていることが決定しておりますので、ここで参考人に入室していただきたいとします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時48分

再 開 午後2時04分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

それでは、7款消防費から、最後の12款予備費までの説明を求めます。

邨田会計管理者。

**邨田会計管理者** それでは、引き続きまして7款以降の説明をさせていただきます。決算書の104ページをごらんいただきたいとします。

7款消防費では、全体で4億8,397万4,312円の支出でございます。1項1目の常備消防費では、4億3,652万615円の支出でございました。主なものといたしましては、需用費で1,645万6,452円、また、委託料では2,083万8,409円の支出でございます。めくっていただきまして、2目非常備消防費でございます。3,396万2,898円の支出でございまして、主なものといたしましては、消防団員報酬の1,881万7,000円、また報償費では554万4,281円の支出でございます。続きまして、3目消防施設費では390万7,800円の支出でございます。主なものといたしましては、委託料で299万6,700円の支出でございます。続きまして、4目災害対策費でございます。958万2,999円の支出でございまして、主なものといたしましては、工事請負費227万8,500円、また、負担金補助及び交付金では317万4,071円の支出でございます。

続きまして、8款教育費に移らせていただきます。

全体といたしまして、21億4,784万2,775円の支出でございます。1項1目の教育委員会費では151万2,639円、主なものといたしましては、教育委員報酬の140万9,999円でございます。続きまして、2目事務局費でございます。3億7,585万1,679円の支出でございます。めくっていただきまして、委託料では、2,363万5,750円の支出でございます。また、繰出金では、学校給食特別会計1億8,600万円繰り出ししております。続きまして、3目スクールカウンセラー事業費でございます。938万3,393円の支出でございまして、主なものといたしましては、賃金で722万8,210円の支出でございます。

めくっていただきまして、2項小学校費の1目学校管理費でございます。2億7,685万1,677円の支出でございまして、繰越明許で2億2,482万3,000円を繰越いたします。また、主なものといたしましては、需用費では3,105万3,029円の支出でございます。また、委託料では2,351万8,391円の支出、また、工事請負費では1億6,402万8,060円の支出でございます。

続きまして、2目教育振興費でございます。3,154万7,672円の支出でございます。めくっていただきまして、主なものとしたしましては、需用費で749万8,524円、備品購入費では646万6,077円、扶助費では1,389万2,723円の支出でございます。

続きまして、3項中学校費の1目学校管理費でございます。2億4,893万4,408円の支出でございます。めくっていただきまして、繰越明許費で2億9,206万5,000円を繰越いたします。主なものとしたしましては、11節の需用費で2,054万5,051円の支出、また、委託料では1,661万2,333円の支出、工事請負費では1億7,221万6,170円の支出でございます。めくっていただきまして、2目教育振興費でございます。2,713万5,511円の支出でございます。めくっていただきまして、主なものとしたしましては、需用費では532万5,817円、扶助費では1,375万1,972円の支出でございます。

続きまして、4項幼稚園費の1目幼稚園管理費でございます。6億2,449万2,523円の支出でございます。主なものとしたしましては、賃金では2,845万4,906円、委託料では968万9,942円の支出、また、めくっていただきまして、工事請負費では3億9,917万6,610円の支出でございます。続きまして、2目教育振興費でございます。305万8,685円の支出でございます。

続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。5,480万816円の支出でございます。主なものとしたしましては、負担金補助及び交付金1,381万3,495円の支出でございます。めくっていただきまして、2目人権教育推進費でございます。308万6,000円の支出でございます。主なものとしたしましては、負担金補助及び交付金で、302万3,000円の支出でございます。続きまして、3目文化財保護費でございます。1,079万9,694円の支出でございます。主なものとしたしましては、委託料で451万5,695円の支出でございます。また、負担金補助及び交付金では、543万7,000円の支出でございます。続きまして、4目、公民館費でございます。7,312万6,469円の支出でございます。めくっていただきまして、主なものとしたしましては、需用費で967万5,800円、委託料では1,538万819円の支出でございます。めくっていただきまして、負担金補助及び交付金では、1,221万4,379円の支出でございます。

続きまして、5目コミュニティセンター管理運営費でございます。789万7,793円の支出でございます。続きまして、6目文化会館費でございます。1億1,508万6,157円の支出でございます。主なものとしたしましては、需用費で3,181万7,124円の支出でございます。めくっていただきまして、委託料では3,468万3,594円の支出でございます。続きまして、7目図書館費でございます。6,467万3,143円の支出でございます。めくっていただきまして、主なものとしたしましては、賃金で1,014万5,323円の支出でございます。めくっていただきまして、備品購入費では1,078万4,546円の支出でございます。続きまして、8目歴史博物館費でございます。5,200万2,155円の支出でございます。主なものとしたしましては、需用費で1,140万5,207円の支出でございます。委託料では、895万1,960円の支出でございます。

続きまして、6項保健体育費の1目保健体育総務費でございます。1,423万9,263円の支出でございます。めくっていただきまして、主なものとしたしましては、負担金補助及び交付金で1,101万5,610円の支出でございます。続きまして2目体育施設費でございます。1億5,336万3,026円の支出でございます。主なものとしたしましては、需用費5,261万7,451円の

支出、また、委託料では1,425万9,860円の支出でございます。めくっていただきまして、備品購入費では2,260万3,119円の支出でございます。また、補償補てん及び賠償金では、2,940万円の支出でございます。

続きまして、9款災害復旧費に移らせていただきます。全体といたしまして、480万8,070円の支出でございます。農業災害復旧費で、主なものといたしましては、工事請負で470万4,000円の支出でございます。

続きまして、10款公債費でございます。全体といたしまして10億2,901万9,667円の支出でございます。1項1目の元金では8億9,032万8,594円の支出でございます。2目利子では1億3,864万6,429円、3目公債諸費では4万4,644円の支出でございます。

続きまして、11款諸支出金でございます。全体といたしまして、8億2,374万7,548円の支出でございます。1項基金費の財政調整基金費では3億5,986万6,305円の支出でございます。2目減債基金費では325円の支出でございます。めくっていただきまして、3目公共施設整備基金費では125円、また、4目社会福祉振興基金費では5万5,974円、5目緑花基金費では19万8,869円、6目公営住宅基金費では9,075円、7目教育基金費では315円、8目土地開発基金費では27万5,493円の支出、また、9目体力づくりセンター整備基金費では2,153万4,758円の支出、10目ふるさと創生基金費では130万8,479円の支出でございます。続きまして、11目国営十津川紀の川2期事業費償還基金費では4,049万6,470円の支出でございます。12目地域振興基金費では4億円、2項1目の雑支出金では1,360円の支出でございます。

12款予備費の支出はございませんでした。

歳出合計といたしまして、予算現額221億4,547万4,828円に対しまして、支出済額153億2,138万1,981円、翌年度へ繰り越す継続費通次繰越し分といたしまして、36億1,653万8,369円、繰越明許費では20億6,968万1,000円で、不用額といたしまして11億3,787万3,478円でございます。

めくっていただきまして、続きまして、財産に関する調書につきましてご説明申し上げます。

1、公有財産では、行政財産といたしまして、土地の部分では、公園の部分で3,646.63平方メートルの増がございました。その他施設といたしまして、1万9,082.47平方メートルの増減がございました。また、建物におきましては、学校でマイナスの778.3平方メートルの減、その他施設では396.9平方メートルの減がございました。めくっていただきまして、山林物件等につきましては増減がございませんでした。2の物品についてでございます。自動車（ライトバン）でマイナスの1台でございます。自動車（軽自動車）では2台の増、また、大会用音響機器一式といたしまして、一式の増でございます。それから、住民基本台帳ネットワークシステム機器一式の増でございます。

めくっていただきまして、最後、基金でございます。1の財政調整基金では、増減といたしまして3億5,986万6,000円の増でございまして、年度末決算といたしまして33億9,390万2,000円でございます。土地開発基金につきましては27万6,000円の増で、1億987万3,000円でございます。ふるさと創生基金におきましては130万8,000円の増で、1,910万3,000円の年

度末残高でございます。教育基金につきましては増減ございません。減債基金につきましては増減ございません。社会福祉振興基金におきましては5万6,000円の増で、2,439万3,000円の残高でございます。続きまして、7、緑花基金では19万9,000円の増で、1,624万8,000円の残高でございます。公営住宅基金では9,000円の増で、2,269万7,000円の残高でございます。公共施設整備基金では増減ございません。体力づくりセンター整備基金ではマイナスの3,931万7,000円の減で、2億5,569万7,000円の残高でございます。国民健康保険高額療養費貸付基金また福祉医療費貸付基金の増減はございません。13の国営十津川紀の川2期事業償還基金におきましては4,049万6,000円の増で、2億2,103万1,000円の年度末残高でございます。最後、地域振興基金では4億円を積みまして、年度末残高8億円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いましたが、参考人の出席を得ておりますので、まずは7款消防費の審査から行い、7款の質疑が終わったら参考人には退席いただいて、引き続き8款教育費から12款予備費までの質疑に入っていきたいと思っておりますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、まず7款消防費の質疑を行います。質疑はありませんか。

白石委員。

**白石委員** 引き続き、消防費について若干お伺いをしておきたいと、このように思います。

平成25年度決算に係る主要な施策の成果に関する報告書の中で、43ページでありますけれども、消防施設費という形で、消防施設整備事業、消火栓新設工事委託料279万9,300円、そして消火栓補修工事委託19万7,400円、さらに消防施設整備保全交付事業で、23大字行った初期消火用具等の整備に対し補助金を交付した、こういう成果報告書がございます。まず、この消火栓の設置工事委託というのは、これは10分の1の地元負担があるわけでありましてけれども、この10分の1の負担については、どのような会計上の処理がされているのか、お伺いしておきたい、このように思います。

さらに、消防施設整備補助金交付事業でありますけれども、額にして91万1,000円、これは初期消防に資する消火器具の格納庫、ホースとか筒が入っているわけでありましてけれども、そのような施設について、市が3分の1の助成をして設置をするということになっているわけでありまして。この間、私は、やはり今回も防火水槽がないんですけれども、防火水槽にしても、消火栓にしても、消防施設整備の補助事業に係る事業、備品にしても、これは初期消火にとっては非常に大事な施設設備であるというふうに認識をしております。この防火水槽なり消火栓、あるいは地元で消防団等がホースや筒を出して、初期消火にかかるということは、これは被害を最小限にとどめていくということで、これは基本中の基本であるというふうに思うんですね。

そういう施設の設置、あるいは設備の設置費用について、私はこれはもう地元から負担を徴収するというのは、これはやっぱり改めるべきだと。やはり住民の生命や財産を守るというのは、まさに地方自治体の大きな、大事な仕事であるというふうに考えます。そういう意味で、やはり地元大字、地域ときちっと相談をし、計画を立てて、この整備をしていくべき

だというふうに考えているわけでありませう。この収納の会計処理がどうなっているか、また、今後の初期消防に係るこういう施設設備に対してどのように対応されていくか、お伺いをしたいということですね。

ちょっとこの間、防火水槽が去年もなかったというふうに思うんですね。防火水槽は、これは本当に初期消防では、水源の確保という点では、非常に大きな役割を果たしているというふうに思うわけですよ。この整備が非常にランダムな形で、計画的に提案され予算化されているというふうには、とても見えないわけで、現状、どのような方針というか、持っておられるのかお伺いしておきたい。と言いますのは、やはり消火栓とか、格納箱に入っているホースとか、結構高いですけども、やはり格段に防火水槽は高いですね。やはり1,000万円という費用がかかるわけですね。これに耐震化とか、いろいろ新装備というのを付けるともっとするかもわからない。10分の1ということになれば、やっぱり100万円を超える地元負担が要るんですね。

これは、もういつも言っていることですが、北花内とか、長尾とか、そういう大きな大字は、やっぱり財政力がありますから、防火水槽をほんなら計画的にというふうになりますけれども、小さな、ここにおられる吉村委員の山口とか山田とか、本当に設置は非常に困難ですね。そういう意味で、本当に市が責任を持って、計画的に設置をするということは、これは絶対に取り組んでいかないといいように思うわけですね。そういうことも含めたことでご答弁をいただきたい、このように思います。

**西井委員長** 伏見副署長。

**伏見葛城消防署副署長** 奈良県広域消防組合葛城消防署、伏見です。どうぞよろしく申し上げます。

ただいま委員の方からご質問いただきましたことにつきましてご説明を申し上げます。

まず1点目の、新設消火栓の設置に伴います地元大字の負担金の会計処理の方法につきましては、一般寄附金として10分の1、事業費の10分の1の分を一般寄附金として会計処理させていただきます。

それから、防火水槽がここ数年、市の方から設置されていないということでございませうけれども、現在も大字の方から要望ございませう。次年度以降、設置に向けて予算化いたしまして、設置をさせていただくと。この防火水槽につきましては、ご承知いただいておりますように、用地取得に係る分担金徴収条例に基づきまして用地の取得をさせていただくと、その用地に防火水槽と設置するというふうな形のシステムになっておりますので、ひとつよろしくお伺いしたいと思います。

以上です。

**西井委員長** 中田総務課長。

**中田葛城消防署総務課長** 総務課の中田でございます。

消防施設整備補助に係る質問でございますけれども、委員がおっしゃられたとおり、消火栓器具の格納箱、消防用ホース、筒先、スタンドパイプ、消火栓キーに対しまして、3分の1、市の方から補助を出させていただいております。なお、前年につきましては、60万円の予算に対しまして不足が生じたということで、40万円の増額をさせていただいております。

以上でございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 肝心なところというか、お答えがなかったというふうに思うんです。それぞれご答弁をいただきました。防火水槽の10分の1の負担金については、これは負担金ではなくて、一般寄附金として会計処理をしておるということは、葛城市の寄附金採納に係る取扱い規定に基づいて収納しているわけやな、そういうことやな。それはまたお答えはいただいたらいいというように思いますけれども、私が一番聞きたいのは、初期消防で重要な施設、設備であるということからして、もちろん答えられたように、大字要望というのを受けて、これは優先順位を上げて設置をしていくということは、私は大事なことだと思いますけれども、やはり当局そのものが、やはりどこに、どの地域にこの初期消防という点において弱点があるか、水利がどうなっているか、そして防火水槽がどうなっているか、消火栓がどうなっているかということは、これはもう手のひらに乗っている話だと思うんですね。

そしたら、どこに防火水槽が必要なんだと、消火栓が必要なんだというふうなことはわかるわけで、そうしたら、大字要望とは別に、この防火水槽の設置をやはり計画的に、あるいは消火栓の設置を計画的にやっぱりやっていくべきだと。大字要望や自治会の要望に照らして、あるいは宅建業者が開発に照らして、そういう施設設備を整備していくということでは、これは消防行政として十分ではないというふうに思います。そういうことがやっぱり市民の財産や生命を守っていく地道な1つの仕事であろうと、こういうふうに思うんです。そういうことに、私はやはり当局の方針としてちゃんと持ってもらうということを言っているわけで、今の答弁はもう全く個々の費目に対して、支出に対してお答えをいただいたということで、この点は、皆さん奈良県広域消防へもう行かへったから、もう他人さんになってもう、もうなかなか、どうしようもないから、この程度においときますけれども、こういう点は、もうぜひ、生活安全課が担当になるんでしょうか、ちゃんとした指導、鞭撻をもうぜひいただきたい、こういうふうに思います。

先ほど用地取得の問題が抜けてました。やっぱり防火水槽の設置については、防火水槽そのものがやっぱり1,000万円かかる。その10分の1で100万円かかる。それ以上に大きな問題は、やっぱり用地の確保ということであるということで、これは幸いにして、葛城市の用地取得に関するこの分担金徴収条例ができて、葛城市がこのまちづくりと整合性のある事業については、土地改良区や大字の事業に対して、この用地取得費の2分の1を補助する、これはこれとしては大いに成果があったというふうに思うんですが、これは2分の1にしたって、なかなか大きな金額ですね。さっき言った100万円と一緒に。それは、土地を寄附してくれはって、ここに何とか100万円足してというのは、そういうことで大字やそれぞれの自治会が本当に喧々議論をして、やっぱりやっているんだというふうに思うんです。

ここはもうぜひ過渡的なこととしてでもいいですから、実際に財力のない、そういうところに対してはどのような手立てをとるのかということを含めて、やっぱり考えていただきたい。もう今のままであれば、大字要望があったらみたいな話ですね、今答弁ありましたね。来年から、次年度からは、大字要望があるんです、やりますという、そういう話でした。やっぱ

り要望があったということは、土地も段取りできて、100万円も段取りできたということですから、すやろな。これはもう大変なことだというふうに思います。行政としていかにして整備していくかということをやりたい。あと少しですけども、答弁いただいております。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 先ほどの、一番最初の質問に対しては、一般寄附金で受けさせていただくということでございます。それと、消防、防火水槽、消火栓のことについて、計画的にという要望でございました。また、今、山手の大字等に関しまして、順次、この間は梅室や新在家、消火栓の設置というのをさせていただいたり、防火水槽がつかないようなところ、それよりも消火栓の方が有効だと思われるようなところに関して、消火栓をつけさせていただいております。どのような形で把握をしていくのか、消防また生活安全課といろいろと協議をしてみたいというふうに思っております。

また、財政力の足りないところというお話でございました。分担金条例等を出させていただいて、それぞれ設置をしやすいように考えさせていただいております。その上で、いろいろとご苦勞の多い地域等に関しましては、適宜ご相談させていただきながら、どのような形がいいのか、いろいろとお話を聞いた上で、適切なる方針等を出していけたらというふうに思っております。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 寄附金の採納に係る事務取扱の規定でいただいております。ここで顔見て、うんうんと言うてはりますので、そのとおりに受けとめておきますけれども、やはり先ほども話したように、これはどう言っても、防火水槽がつけたところから、やっぱり100万円が入ってくるわけですね。だから、それはやはり法の規定に照らして、ほんまに一般寄附金と言えるようなものなのかということについては私はやっぱり指摘せざるを得ない。これは防火水槽をつくるんやったら要りませ、まさに割当的寄附に当たる、こういうふうに考えるので、これはこのことを含めて、土地の問題を含めて、解決のために努力をしていただきたい、このように思います。

補助事業についても、3分の1、100万円満たない金額ですね。あわせて3分の1ですから、100万円満たない、100万円以上かかりますわな。だから、300万円ぐらいかかるんですか。そのことによって、やっぱり整備が私は進むと思うんです。もちろん財源には限りがあるわけですから、計画的に優先順位を決めて、設置をしていくと、それはやっぱりやってもらわなきゃならんというふうに思います。

とりあえず、あと1つだけ聞きたいんですけど、また皆さん質疑してから。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 今、成果報告書41ページ、常備消防、この火災出動状況、建物火災1件、車両火災4件、その他1件ということで、非常に建物火災が少ない。これは日ごろから予防消防に力を入れていただいております成果なのかなというふうに思います。救急の件数、これは毎年ふえてきて、

今1,428件ということになっておるわけですが、なかなか病院の受け入れが非常に難しい、非常に苦勞をしていただいているということもよくわかりました。今後、いわゆる広域になって、4月から広域になったわけですので、ある程度病院の受け入れが広がったのかなというふうに思っていましたけども、実際に救急出動していた中で、今までとえろう変わらんぐらいに時間がかかる、病院の受け入れがなかなかできないというふうな状態であると。ある程度広域になった段階で、その辺を解消できるような努力をしてもらいたいというふうに思います。

そこで、その火災について、今せっかく広域から来ていただいて、私も一般質問をさせていただきました。山本部長が聞き取りをしていただいたということで、答弁もいただきました。簡単に聞いていきますけど、今ここにお越しの幹部の方は、昭和56年当時からおられる方であるわけですので、いわゆる119を聞いたときに、指令業務の方については、まずどういう確認をするのか、まず火災ですか、救急ですかという確認はまず今でもしておられると思うんですね。火災ですよということになれば、必ず場所あるいはまた番地なりがわからなかった場合は、聞いておられるというふうに思います。あるいは、また目標物、例えばこの役場の近辺でしたら、新庄庁舎付近とか、いろいろなことを聞いておられると思います。

そういうことをきちっと聞き取りをされて、今、消防団の出動は団長の命令しかできません。そのために新庄庁舎なら新庄庁舎、當麻なら當麻へ、どこそこの火災ですよというて連絡する中で、本当にただどこそこ地内火災ですよというふうにおっしゃっておられるのか、あるいは目標物をきちっと、どの辺ですよということを言うておられるのか、あるいは、またファクスで場所をきちっと、どの場所ですよということをファクスを送って確認しておられるのかということと、それから、消防署、119を受けて火災ということがわかったときのいわゆる初動体制、どういふのをされているのか。この前の8月5日のときは、聞いてるのには9人体制であったということも聞いてます。既に救急出動3人出てましたということも聞いてます。いわゆる指令業務2人つきました。残りは何人ですか、4人です。4人で1台のポンプ車を出しておる、これ以上はすぐには対応できない、そんな場合に、4月から葛城広域になったわけやから、当然隣接のところから応援要請と言いますのか、そういうようなことは当然されるであろうと私は思っております。

火災の場合に、聞いておりますと、即、いわゆる広域消防の方に火災の通報をされて、現場はどこですよというふうに連絡するというのも聞きました。その連絡したときに、そういう対応がなぜできなかったのかということと、いわゆる現場に着かれたときに、いわゆる中高層、マンション火災やということが現場でわかっているわけですね。そのいわゆる指揮隊、その現場の指揮隊長、これは聞きますと広域の方で指揮隊長が派遣されるというのか、現場の指揮は広域の方でされるということも聞きました。その現場のときの指揮隊長の判断、いわゆるはしご車が必要であるのかないのかということですね。

それと、ちょっと言い忘れましたが、初動体制の段階で、応援とはしご車要請ということがなぜできなかったのかということですね。たまたまここで死亡人が出た。私は、欲言うんやないけども、はしご車も出して、あるいはもう少し現場の方で、いわゆる住居と言

ますか、あそこに住んでいた方が、誰がここに住んでおられるということをもっと早く把握できておったら、私は助かっておったというふうに思っております。非常に救助の方も、現場は手こずっておったように思いますので、どういう形の中で救助をされたのか、あるいはまた救急車の要請、現場到着、これが非常に遅かったのではないかなということをお聞きさせていただきました。山本部長の方から聞き取りでいろいろ答弁をしていただきましたけれども、いわゆる再度答弁ということはできませんので、今この機会にお聞きをもう一度したいというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

**西井委員長** 高橋署長。

**高橋葛城消防署長** 消防署長の高橋でございます。よろしくお願ひします。

ただいま岡本委員からご意見、またご質問がありました。まず119番で火災を受報した場合の対応でございますけれども、先ほど言われましたとおり、119を受けた段階で、火災か救急かということで聞きまして、火災またあるいは救急、いずれにしても場所の特定をしていかなければならない。そこで番地がわかれば番地、また名前、それから通りがかりの人などで番地等がわからない場合につきましては、付近の対象物の状況、そういったものを聞き取りいたしまして、場所の特定をいたしておる次第でございます。

それから、連絡体制としましては、119を受けまして、火災となりましたら、職員皆によって、まずは1名は本部の方へ指揮支援隊の要請をいたします。そして、傍ら役所の方に消防団の招集とともに火災の吹鳴等を依頼いたしまして、さらにファクス一斉をもちまして関係機関への連絡、それから緊急時一斉メールの配信、それから非常招集、そういった形をとっておる次第でございます。

それから、指揮応援隊への要請の際に、他の車両の要請ができなかったのかという部分につきましては、基本、消防署では、今までに火災発生いたしましたら、ポンプ車あるいはタンク車等、2台は必ず出動する体制をとっております。しかしながら、当日は9名という非常に少ない人員の中で、また救急も出動しておりまして、残任者が6人という状態でありましたので、通信勤務員2名を残しまして、残り4名が出動したわけでございます。

早朝でもありまして、通常でしたら、平日、我々日勤者の指揮隊を結成いたしまして3名程度で出動するわけでございます。しかしながら、早朝でしたので、指揮本部の方は24時間体制で勤務されてます。指揮支援隊として先に現場到着しておりました。我々指揮隊が到着した段階で、いろいろ情報収集をいたしまして、はしご車等というのもあったわけですけれども、以前からの査察等によりまして、あの物件の周辺には電線等にもよりまして、はしご車架梯が困難であるという状況をわかっておりました。さらにもう一度現場へ到着して再確認をいたしましたところ、やはり架梯するには、架梯は可能ですが、はしごの伸梯ができにくいという状況がわかりましたので、はしご車の要請はいたしませんでした。

救急にありましては、先ほど言いましたように、以前から、火災の場合2台出動というような状況をつくっておりました。これは当初、旧の新庄町、當麻町で結成されました西葛城消防組合でございましたので、片方で火災が発生したときに、全部出払ってしまうと、他の方で火災が発生したり、また救急等があった場合には、対応が非常に困難になってくるとい

うところから、やはりその二次出動をできる体制を確保しておりました。そういった根強い部分が、広域後もあったわけは確かでございますけども、やはり広域化のメリットというところから、やはり他の消防署の応援という部分を考えていけば、当消防署からも最大限の出動が可能になるだろう、一方で救急等が発生した場合には、他の消防署からの出動を願うという部分を、我々もう一度職員で話し合いをいたしまして、新たにこれに対する対応といたしまして、警防対応マニュアルを作成いたしまして、それに基づいて、今後最大限の出動態勢をとっていきたいと、かように思っている次第でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 署長から、その当時の状況を教えていただきました。まず、今教えていただいたように、119を受けた段階で、今、署長の方から番地なり、あるいは、通りがかりの人からの番地と目標物を確認するということですので、その当時からやり方は一緒であるなというふうに、今思っております。新庄庁舎、今の場合には新庄庁舎へ連絡されたときに、きちっとその目標物を言われていたのかどうか、あるいはファクスを送って、きちっとそのしるしをつけて同時に送られたのかどうか。今、メール配信という説明を受けました。メール配信を見たときに、北花内地内、建物火災だけしか入ってないと思うんですね、メール配信のときは。やっぱり消防団員にも同じ内容であったんではないかな。これでは、お宅らは地理もわかってある、消防団員の人もわかってると思います。しかし、北花内地内、建物火災だけでは、これだけ大きな大字でどの辺がいうのはわからん。

だから、私は、やっぱりメールで送られるのいいけども、最低、例えばJR大和新庄駅前付近とか、あるいは西側とか、あるいは国道24号線北花内交差点付近とか、やっぱりそれぐらいはメールで流してあげんと、とてもやないけどすぐには行けない。消防団員の皆さん方は経験豊富ですので、私も煙を見て現場に行きます。大体消防団員の人というのは、大字を聞いたら、長年の経験で炎を見ながら走っていかれる。ところが大きな炎が出てない、例えば柿本で火災がありました、広域になってから。炎は出ておりません。そんな場合、柿本と言われたって、そばまで行くけど、なかなか近くへはいけない、初期消火ができないというふうな状態ですので、やっぱりきちっとそういうことを徹底してもらいたいなというふうに思います。

それと、今、はしご車の話が出ました。私ははしご車、あれだけ16メートルの道路があって、電線があるというのはよくわかります。はしご車を持っておられる市町村、大和高田市、広陵町、櫃原市、こういう人らはもっと狭いところで、電線のあるところへ出動しとられると私は思っています。ですから、何も署長は言いわけやとか、そんなことはないですけどね。今起きたことはしゃあないですよ。そうやけども、やはりこういう中高層のビルが建ってきたということになってきたら、まずはしご車の出動をしていただいて、いわゆるはしご車で消火をする、これが一番ベターではないかなと。

なかなか消防車で、いわゆる連結送水管をつないでやっておる、なかなかこれよりも、やはり上からかける、これが一番鎮火につながるじゃないかなというふうに思いますので、や

っぱりこういうことではしご車の要請もしてもらいたいというように思いますし、やはり今言われたように、今までから、広域になる前から、ポンプ車2台で対応してもらっておったと。今はたまたま、運悪いかしらんけども、人数が少なかったということであれば、やはり4月から広域になってんから、遠慮せずに1つの区域としての扱いになると私は思っておりますのでね。

今まででしたら、大和高田市の方へ、濟まんけど応援してください、これは相互応援協定があるわけやから、それに基づいて相手は断りはしないと思います。気持ちよく出てくれました。しかし、今はそういう相互応援協定、もうないのと一緒で、1つの区域になったわけやから、堂々と私は言えると思うんですね。だから、少ない人数で今やっていただいているのはよくわかるわけやけど、その補い、これはやはり隣接から応援していただく、こういうことを、今、消防長の方から、また反省をして、反省言うたら失礼ですけども、協議をして、今後やっていきますということですので、これはいいと思いますけども、やはり市民が安心して暮らせるようなことにしてもらいたいということで、あえて再度の質問をさせてもらいました。だから、1つのこれを教訓にして、今後はこれ以上のことをして、1人でももう死亡者が出ないような方法をとってもらいたいというふうに思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

**白石委員** あと1点だけお伺いしておきたいと思います。同じく成果に関する報告書の43ページの下段のところに、既存木造住宅耐震診断支援事業費が36万円執行されています。これは前年度から比較すれば大きくふえております。その下段に、既存木造住宅耐震改修工事補助事業という形で40万円が計上されております。阪神淡路大震災とか、中越地震とか、津波の被害が大きかったですけども東日本大震災とか、本当に身近なところで大きな地震があり、多くの命が奪われたその中で、津波は別にして、家屋の倒壊による死亡が非常に多いわけで、やっぱりそのために計画がつくられて、木造住宅の耐震計画が実施をされておるわけでありませうけれども、この現状を、どの程度耐震診断が実施され、耐震化がなされたか。この点を現在の到達点、目標に対してどのような到達点にあるのかという点をお聞かせいただきたいと、このように思います。

**西井委員長** 門口課長。

**門口生活安全課長** 生活安全課の門口です。よろしくお願ひします。

耐震診断の事業ですが、これは耐震診断の事業助成要綱、この要綱を平成18年から実施しております。平成18年の場合ですが、そのときには耐震診断という、そういう事業しかございませんでした。平成18年度につきましては23件、平成19年度36件、平成20年度11件、平成21年度10件、平成22年度6件、平成23年度10件、平成24年度2件、平成25年度につきましては8件という、そういう件数がございました。

今、この中で言われております36万円ということですが、1件当たり4万5,000円掛ける8件ということで、36万円の補助を出させていただいております。その分につきましては国

の2分の1、また、県と市が4分の1の負担となっております。

現在の到達点でございますが、なかなか診断の方等につきましても進んでおられないような現状でございます。診断をされましたら、また改修という、そういう事業に結びつけるということもございますので、現在、平成26年度で90%の事業達成という話でございましたが、なかなか難しい部分があります。

以上で終わらせていただきます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 課長の方から詳細にご答弁をいただきました。目標としては、この耐震化の、実際にこの新耐震以前の木造住宅について、どのぐらいあるんでしょうか、2,500戸ぐらいでしょうか。その90%が目標でやってきたわけですか。

実際に、その達成は難しいと言うけど、どのぐらいの到達点になってるかわかりますか。今、これ、言って、数えて、基礎数にこれをプラスしたらどの程度になるのか。ちょっと今資料ないの。

**西井委員長** 門口課長。

**門口生活安全課長** 生活安全課の門口でございます。

これ、平成20年3月に葛城市の耐震改修促進計画というものを outs させてもらっております。この中で、耐震化されている住宅ですが78.3%で、耐震が不十分な住宅としまして21.7%、これが2,590戸という、そういう不十分な住宅として上がっております。合計1万1,930戸のうち、耐震化されている住宅が9,340戸、耐震が不十分な住宅として21.7%の2,590ということで、現在、その地点での計画には上がっております。

以上でございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** いやいや、その90%という意味がちょっとわからなかったのですね。計画は計画としてあるわけで、それについては、ちゃんと原課は把握をし、その目標に向けて取り組んでいただいているというふうに思っています。

事業としては非常に地道な事業で、また、この近畿圏の、私も含めて住民は、本当に災害というのを、阪神淡路大震災がありましたけれども、とりわけ奈良県の人たちは、近畿の人たちというのは、非常に防災という意識が低くて、友達が関東の方から来たら、本当にもう何にもしてないなど、救急時の持ち出しとか転倒防止とか、やってないということでびっくりしはるわけですね。そういう意味では、本当に力の要る仕事だと思いますけれども。南海・東南海の地震よりも、中央構造体の地震の方が、県の地域防災計画からしたら、大きな被害が出るということになっています。そういう意味で、地道ですけれども、ちゃんとした意識、計画を持って取り組んでいただきたい。その点、よろしく、もうずっとこのことに対して注目をしていきたいというふうに思っています。

以上です。ありがとうございました。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

**増田委員** 成果報告書の42ページのところをお願いします。訓練指導状況というところで、消防訓練指導、自治会、ボランティア団体14、500人の参加、こういうふうの実績として報告をされております。初期消火に当たっては、自治会等が水利等、それから消火栓等で初期消火をすると、こういう指導を私も現場で、自治会で受けたことがございます。ただ、消防が来られて、消火活動の指導を受けるわけですけれども、実際に消防自動車はその自治会に行かれて、実情の把握を聞きたいんですけども、消防自動車を通れる道、通れない道の把握がどのぐらいされておられるのか、その辺の調査を済んでおられるのか。幾ら消防がスムーズに来られても、現場にたどり着けない場所がどのぐらいあるのか、その辺のところも含めてお聞きをしたいと思えます。

**西井委員長** 伏見副署長。

**伏見葛城消防署副署長** 葛城消防署の伏見です。ただいまのご質問につきましてご説明を申し上げます。

訓練指導につきましては、逐次、大字からの要望等に基づきまして、職員を派遣いたしまして、実施をさせていただいております。その中で、今ご質問いただきました、消防車等、救急車等の道路、これにつきまして、行けるところ、行けないところというようなところでの質問でございますけれども、道路把握につきましては、ほぼ消防署の方でも把握させていただいております。その中で、当然出動前に地図等を確認した上で、消防車また救急車等の出動できる、行けないところ、細い、狭隘な道路、そういったところの状況を確認した中で現場へ出動すると。安全第一も考慮した中で、できるだけ狭い道じゃなくって、広い道を通り、現場へ到着、出動するというふうな体制をとっております。

以上です。

**西井委員長** 増田委員。

**増田委員** 把握していただいているということで、安心をさせていただきました。ただ、住民の方が、この場所は消防自動車が入れないということを住民が把握しておられるのかどうかというのは、少し疑問なところがあると思うので、それを1つ。もう一つは、把握をしておられる、通れないということを改善する方向で、担当部署と連携をとって改善に向けての方策をとられておられるのか、その辺のところをもう一度お尋ねをいたします。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** それにつきましては、まちづくりの問題であろうかと思えます。国土交通省の中で、旧市街地の中で狭隘な道、その改善等に関する補助金のようなものはあるようでございますけれども、昔からある家をわき変えて建ててもらおうとか、かなり困難が予想されます。大きなまちを全部変えていく、例えばこの近くでしたら、北花内の旧村の中なんか、もうほとんど救急車が通らないような道ですけども、そこを全部通れるようにしていくなんていうことは、ほぼ不可能に近いものでございます。今、消防の方でおそらく把握をいただいているのは、そういう狭隘なところにいたしましても、防火水槽や消火栓、また近隣のため池等を活用して、消火できる体制を全て把握した上でやっていただいているものだというふうに思っております。まちづくりに関しまして、道路をどうしていくんだとか、またこれから大きく考

えていかなければならないことだろうというふうに思っておりますので、またお知恵を拝借しながら、大きく考えていけるように努力をしてみたいと思っております。

**西井委員長** 増田委員。

**増田委員** ありがとうございます。先ほどありましたように、その消防の方で把握しておられる状況と、それからまちづくりの担当していただいている部署との情報交換もしていただきながら、できるところからでもやっぱり着手していただくということが賢明かなと思います。

それから、地元の住民に対する現状把握も含めて、自分のところはちゃんと消防自動車が来るのか、来ないのかということぐらいに、改善に向けての地元の意識も高める必要があるのかなと、こういうふうに思いますので、改善に向けてよろしく願い申し上げます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 先ほどちょっとお聞きしたんですけども、ちょっと漏れ落ちたと思うんですが、例えばプレミストですか、あのマンションの中で、今の入居者157世帯あると思うんですけども、その入居者の把握をどういうふうにしておられるのか、あるいはまた、そこだけやなしに、例えば新しく建っていった新興住宅のところとか、そこらで消防署として、例えば火災がいったら、その家のところで家族構成がどうなっているのかということは、もちろん個人情報も大事やと思いますけども、やっぱりそこは、人命救助というのか、救助活動からいったら、全然わかりませんはいかんと思うんですね。その辺を、きちっとやってはると思うけども、どういうふうにしてはるのかお聞かせいただきたい。

**西井委員長** 伏見副署長。

**伏見葛城消防署副署長** 葛城消防署、伏見です。ただいまご質問いただきましたことにつきまして、ご説明を申し上げます。

消防署の指令室の方には地図検索装置がございます。この地図検索装置によりまして、マンション等の世帯主の氏名、情報については全て入力させていただいております。これは個人情報の関係からも、市の方から手続きをとりましていただいておりますものでございまして、その情報に基づきまして、逐次マンション等の世帯主の氏名のみでございまして、地図検索装置の方に入力して、居住者の、世帯主の氏名等の把握は可能でございます。

以上です。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 伏見副署長から、きちんとわかってますという話があったわけやけど、この前の5日のを言うのやないけども、現場へ行っって、例えば30分以上たつたと思うねんな。あの火災のときに、誰が住んでんのやというときに、皆わからへんかったわけや。そやから、今、副署長がおっしゃるように、地図検索装置に入っるとのやつたら、即誰かということを知ってるはずやと思うわけやんな。そやから、何も責めてるんと違うんやで。現実的にそういうことも現場で確認できなかったから、私は亡くなってんと思ってるわけや。

だから、さっきも言うたように、今起きたことをどうのこうのと違って、やっぱりそうして地図検索装置に入ってまんねんということであるのであれば、やっぱり現場から、聞かん

人間も悪いかしらんけども、必ず無線でやりとりやってると思うてんな。そういうことであるんやったら、やっぱりその指令業務についてる者が、例えば所在地、誰ですよとか、やっぱりそういう指示を出したってほしい。

だから、今言うたように、新興住宅というたら、言い方、怒られるかしらんけども、例えば、火災がもしあったときに、その地図検索装置に入ってんねんということであれば、早急にもう誰やということがわかるようにしたってほしい。それはもう副署長のおっしゃることは信じてますので、これからきちんと、そういう何か家族構成というのかな、できるだけ詳細にデータとして持ってもらいたい、公表せえということやなしに、やっぱりどんな災害が起きてくるやわからへん。そのときにいちいち、いやわかりませんへんねん、わし住んでる田舎やったら、家の隅から隅までわかるとるさかい、聞かんでもわかりますやん。ところが、北花内とか疋田とか、こういう大きな団地になってきたら、隣近所のつき合いしてはらへんわけやから、誰が住んでるのやら、何人家族やら、おそらく実態はわからんと思いますわ。だから、そういうことも消防署の方できちっとやっぱり把握をしてもらう、こういう姿勢で今後も望んでもらいたい。ちょっと忘れてましたから、えらいくどういようですけども、よろしくお願いしときます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

議長。

**西川議長** 質疑ではないんですけれども、今、消防のことでいろいろ質問していただいておりますけれども、今度、26日、全員協議会がございますので、その場で報告もさせていただこうというふうに思っております。

今、4月から、奈良県の広域消防ということで、そういう人員体制になって、伏見副署長は、奈良県広域消防の伏見ですと、こういうことでございまして、まず、本来は先般、あつてはならんことではしょうけれども、葛城消防の方で不祥事があって、それで新聞またテレビ等で報道をされまして、それを議員が知るというのは、それで初めて知って、どういう内容でどういうことなのかというふうなことを、もう全然連絡を受けてなかったものでございすから、今、広域消防の議員として出ささせていただいて、また、葛城消防署でそういうことがあったということで、広域消防の消防長の平城さんに電話を入れると、葛城消防の方へと行政の方へは連絡してますよと、私には一切手落ちございませんよというふうなことをおっしゃったので、ちょっと言い合いになりまして。

それでどういう体制やということで、今の議会の議長は天理の議長でございます。副議長が桜井の松井市長でございましたので、そこに、どういう体制でどういうことをやってんねんと、今、どことも初めて、生駒と奈良は別にして、広域消防という形をとっている中で、その消防署員も、また市民も、特に市民なんかは広域消防になったなんていうふうなことを本当に意識もしておられないんじゃないかなと、普通に連絡したら普通にいくと思うておられるけれども、いや、ちょっと大事なことは広域の本部にお伺いを立ててから返事しますみたいなことが出てきたらと思ひまして、そういうことも含めて、ちょっと来ていただきまして、どういう体制にするのかということをお聞きしました。

そうすると、とりあえず、このいろいろなことの処分については内規できちっと決められていることなので、そのことについて、とやかく言うわけではないんですけども、きちっとこういうことで、こういうふうな処分を下していくんやというふうなことは、それぞれの支部に、また議会にちゃんと報告をしてから記者発表に臨むと、こういう体制を整えたということでございます。そのことに関してはそういうことでございまして、あと、先ほどはしご車の問題も、また指揮官そのものについては、広域の方からまず来られるわけございまして、全然葛城市のことを、またわからん方が指揮官で座られるというようなこともございましょうから、その体制はということで聞きますと、それは役目を分担して、葛城消防署内をよく把握している方にちゃんと指揮をとっていただくんやというふうなことでございました。

そして、先ほど言いましたはしご車の問題については、岡本委員と同じように、電線なんているのはどこでもあるわけで、電線があったから入れへん何て言うようなことはあり得へんので、葛城市としては、やっぱり高い建物もどんどんできてきてるし、そういうはしご車そのものが葛城市の消防の中にないので、そういうふうなことも含めて、いろいろなことを考えて広域になってるんやから、そこらをきちっと把握して、そのことを体制も整えていただきたいというふうなことを要望して、そのことについては、今、広域になって、まだ試行錯誤のところでございますので、いろんな地元住人、または議会、または消防署員のいろんな不安な思いがある中で、きっちりとそこらを細かく気を使っていただいて、その広域の運営のしていただきたいということを申し込んであります。

3年、4年、5年とたっていけば、いずれにせよ職員は回ってくるわけでございますから、そのときになればまた慣れてくるやろうけれども、今はそういうことでございますので、そういうふうな申し込みをしておりますので、また26日に全員協議会で報告をさせていただきますけれども、今、この7款で都合のほどがございまして、一応そういうことがあったということを報告をさせていただいておりますので、どうもありがとうございます。

**西井委員長** どうもありがとうございました。

それでは質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようですので、7款を終わらせてもらうわけでございますが、これで参考人は退席いただきたいと思えます。

それでは、これで参考人に退席いただきます。本日はどうも参考人、ご苦労さんでございました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時20分

再 開 午後3時29分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

それでは、引き続きまして、8款教育費から最後の12款予備費までの質疑を行います。質疑はありませんか。

内野委員。

**内野委員** よろしく願いいたします。

114ページの、2目の20節の扶助費の要保護、準要保護の児童援助の援助費についてなんですが、こちらの主要な施策の成果に関する報告書の中の45ページにあるんですが、この就学援助のどの程度の費目を設定されているのかということと、中学校の方はクラブ費なども入っているのかどうかということをお聞きしたいので、よろしく願いいたします。

**西井委員長** 井上課長。

**井上学校教育課長** 失礼いたします。学校教育課の井上でございます。

就学援助につきましてのお尋ねでございますが、就学援助費につきましては、新入生でございますと、新入生の学用品費といったものが加算されますが、それ以外の学年につきましては、学用品費あるいは給食費、その他さまざまのものがございます。中学校のクラブにつきましては、本市の場合はクラブ費というのは設定をしておりません。そのかわりに、本市の場合は対外試合に関しまして、あるいはさまざまな部活動ごとに協会への登録費、参加費といったものが結構な金額にのぼりますが、その分を全て公費で負担をさせていただいております。

就学援助費の細かい内訳でございますが、費目でございますが、学用品費、それから通学用品費、校外活動費、いわゆる遠足とかキャンプ、そういったもの、それから修学旅行につきましても負担をさせていただいております。それと給食費でございます。あと、体育実技用品費も、中学校につきましては一部負担をさせていただいております。

以上でございます。

**内野委員** ありがとうございます。

**西井委員長** よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

**白石委員** 内野委員の関連として、改めてお伺いをしておきたいと、このように思います。

平成10年度からのお話なんですけれども、支給費目にこのクラブ活動費とか生徒会費とかPTA会費も実施すると、こういうことになったわけであって、このことについて、この間、いろいろ答弁をいただいております。本市の場合は、クラブ活動において、県や、あるいは近畿等の派遣費等が市の方から支出をされていると、そういうふうなことで、父兄の負担を軽減をしているという形で、クラブ活動費とか、そういう費用については今のところ考えていないということであったわけでありましてけれども、いろいろクラブ活動をやってはる人は、そんなに県へ行ったりとか、近畿行ったりとか、そうしない人もたくさんいますし、やはり本当に、どういうんですか、せつかく国が、財政的な措置はきちっとしてくれないわけでありましてけれども、やはりそういう指針を示してもらったものについては、やっぱり十分内部的に検討して、その派遣費、そういうこともあわせて検討してもらったらいと思うんですけれども、やはりどれだけの支出がクラブ活動費で支出されているのか、PTAではどうなのか、生徒会費ではどうなのかということも、もう一度やっぱり調査をしていただい

て、そして、改めてそういう現状を把握した上で、改めて返事をいただくということで、これはお願いをしておきたいと思います。

私も、これは議論が空中戦になってしまって、なかなか議論がかみ合わない。実際にどれほどのクラブ活動費が、子どもたち、保護者にかかっているのか、生徒会にかかっているのか、そういうことを一度やはり、全体じゃなくてもいいですから、モデル的に新庄中なら新庄中、あるいは白鳳中なら白鳳中で、どこそこの部、あるいはどこそこのクラス、こういうことで一度調査していただきたい。その結果を見て、また井上課長のご答弁をいただきたい、こういうように思いますので、よろしくをお願いします。

引き続きお伺いをしておきたいと思うんです。幸いにして、葛城市は人口が少しずつではありますがありますけれども、ふえてきています。私が住まいをしております北花内のJR地区も、本当に大きなマンションが建ったり、土地区画整理事業で住宅が建ち、とりわけ若いご夫婦がふえていって、幼稚園や小学校へ通う子どもたちが本当ににぎわってきているし、通学もなかなか大変な状況になっています。

その中で、やはり子どもたちの通学路の安全という形で、ちょっと頭の中でイメージしてほしいんですけども、JR地区の公民館、ちょうどJRの南側に踏切があります。そこから西口を真っすぐ、通学路は、ちょうど国道は陸橋を渡るようになっております。そして、芳村のガソリンスタンドをずっとのぼって行って、神明神社まで行く、そこが通学路になっているわけでありまして、本当に長年その通学路を使っているんですが、やっぱりその中で子どもたちが水路に落ちるとか、車に接触をされるとか、そういう形で、これはどこの通学路でもそれはあると思うんですけども、お父さん、お母さん方から、通学路の変更とか、あるいはスクールゾーンにしてほしいとか、あるいは防護柵をつくってほしいとか、いろいろな要望が出てきて、それが1つの要望として、これはもう学校の方に上がって行って、学校の方もやっぱり丁寧に対応していただいて、本当に先生方もこの交通量の調査から、危険箇所のチェックから、やっていただいて、当面の、あるいは将来の対策についてまとめられ、関係団体へ要望をされていると、こういうふう思うんですね。

関係団体、これはまだ教育委員会、ここであれば教育委員会になると思うんですけども、ぜひ皆さん、子どもたちのことを本当に1つに考えて、いろんな案を出していただいているのを僕も見、びっくりして思うんですけども、やはりよく検討していただいて、本当に今すぐ改善できること、お金がかかってなかなかすぐには改善できない、遠い将来ではあきませんけども、やっぱり改善していく、こういう声をしっかりと受けとめていただいて、教育委員会としてまとめられ、市長の方に上げて行っていただきたい。私も実際にどれが一番ベターなのかというのは、これは判断難しいですね。本当に難しいです。ですから、1つ1つ解決をして、よりよいものをつくる、子どもたちの安全を守る環境を整えていくということで、取り組んでいただきたいということを要望しておきたい、このように思います。

**西井委員長** ほかに質問ございませんか。

吉村委員。

**吉村委員** ちょっとお伺いしますけれども、43ページの市内劇団の育成事業ですね。この149万8,000

円というのは、これは文化会館費の、124ページの委託料に入るんですか。

主要な施策の成果に関する報告書の49ページの市内劇団の育成事業、149万8,000円ですよね。これは決算の方の124ページの文化会館の委託料、自主事業開催委託料ではないんですか。

**西井委員長** 森本主幹。

**森本新庄文化会館主幹** 文化会館、森本です。よろしく願いいたします。

主要な施策の成果に関する報告書の49ページの市内育成事業の葛城市民劇団の風塾「くすのき」の創作委託料は、こっちの決算書の124ページの委託料、自主事業開催委託料1,260万3,000円の中に含まれております。

**西井委員長** 吉村委員。

**吉村委員** それと、120ページの社会教育費負担金のところの劇団連盟補助金、これは2つの劇団の両方の分が算出されるんですね。その補助金で運営がいているのですか。

**西井委員長** 和田課長。

**和田生涯学習課長** 生涯学習課の和田でございます。よろしく願いいたします。

ただいまご質問いただきました演劇連盟の補助金、助成金の方でございますが、これにつきましては、演劇連盟の活動助成として別途支払いさせていただいてるものでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 吉村委員。

**吉村委員** いや、だから、2つの劇団の合算ですよ。

**和田生涯学習課長** はい、合算です。

**吉村委員** 同金額、金額は一緒ですか。

**和田生涯学習課長** 演劇連盟の……。

**吉村委員** 連盟としてだったら、そしたら自主公演をするときには幾らとかいうのは、それは中で関係ないんですか。だから、この分の委託料だけで、いつも風塾とか、いろいろ賄ってはるわけですか、それでいける、いけるというか、賄えてるということですね。

**西井委員長** 和田課長。

**和田生涯学習課長** この活動助成とは別で、こちらの委託料の方でしていただいています。

**吉村委員** していただいているんでしょう、いや、それはわかってるんですけど。

**西井委員長** ほかにご質問はございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 決算書の120から121ページ、文化財保護費の中の、いわゆる負担金補助、文化財保存事業補助金ということで、この報告書の中で、奥の院本堂、あるいは村井家住宅、こうなるとるわけやけど、これ以外に幾らかあると思うし、それぞれ、奥の院本堂、村井家の事業費、全体何ぼの事業費に対して、例えば10分の1とか、負担金が決まっておると思うので、事業費を教えていただきたいと思えます。

それから、先ほど出た文化会館費、ここの委託料、いわゆる自主事業開催の委託料、1,200万円、毎年このぐらいの金額で来てるわけやけども、合併して10年たってきて、やっ

ぱり合併前、自主事業、かなり力を入れてきてはると思うわけやけど、年々減ってきたわけやけど大体1,200万円、1,000万円から1,200万円でいってるわけやけど、もうちょっとふやしていただいて、もっと文化会館の活動というのか、利用というのか、そういうふうなものを今後検討してもらえるかどうかということですね。まず、2点だけお答え願いたいというように思います。

**西井委員長** 吉岡主幹。

**吉岡歴史博物館主幹** 歴史博物館主幹の吉岡でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの助成金の内訳等についてのご質問でございます。平成25年度におきましては7件の事業がございまして、まずお尋ねの奥の院、これは本堂方丈の改修でございまして、7カ年に及ぶ継続事業でございます。そのうち平成25年度といたしましては、補助対象金額8,000万円に対して4%以内ということで、市の方から260万円、並びにそれと繰越し事業がございまして、1,063万6,000円がございまして、

次にでございますが、當麻寺の防災事業の保守点検につきまして、これにつきましては103万3,000円の事業をされまして、25%の助成を市の方からいたしまして、32万6,000円となっております。それから、先ほど言いました奥の院の方ですが、補助対象金額8,000万円に対して、補助率ということでしたが、一応4%以内ということになっております。

それから、続きまして當麻寺の方で、本堂の閼伽棚というものがございまして、その屋根の分が痛んでございまして、修理を126万円ですべておられます。その分についても、25%の補助ということで、31万5,000円の補助でございます。

先ほど申し上げました防災設備の保守点検並びに小修理につきましては、県が50%の補助がありまして、あと所有者と市の方で2分の1ずつ案分するという形での25%でございます。

続きまして。村井家住宅民家環境整備事業というものがございまして、これは村井家住宅の造園と言いますか、植木の剪定に対しても、維持管理のために県の補助事業になっております。これにつきまして39万1,000円の事業をされましたので、市の方から25%の9万8,000円を助成いたしております。

それから、博西神社、これにつきましても、防災設備保守点検をされておられます。1万4,000円の事業費に対しての25%で、3,000円の助成をいたしております。

それから、最後、村井家住宅、今、母屋、門並びに蔵の修理を5カ年計画で修理されておられます。平成25年度につきましては、補助対象金額2,700万円の事業がございまして、それについて市の方が5%助成させていただいております。これにつきましては、国庫補助事業でございまして、国の方から85%、奈良県が5%、市の方が5%、それから所有者が5%の負担をするということで事業をされておられます。

以上でございます。

**西井委員長** 森本主幹。

**森本新庄文化会館主幹** 文化会館、森本です。ただいまの岡本委員の質問にお答えいたします。

たしかに自主事業の予算額というのは、合併のときから半額近くとなっております。ただ、催し的には金額は少なくなっておるんですが、去年でしたら、新庄文化会館はちょうど開館

20周年でございました。お金の要らないものということで、NHKののど自慢をこっちに持ってきたり、昨年は當麻文化会館の25周年でございました。そこで宝くじの文化事業とか、お金の要らないもので、自分たちで工夫して、また夕涼みコンサートとか、全くお金の要らないもので、原課の方はいろんな催しを考えて、今させていただいております。ただ、入場料の要るものにつきましては、どうしても費用対効果といたしましては、入の方がほとんど入ってこないという状況ですので、とりあえず自分たちでできる催しを今考えて、いろんなことをさせていただいております。

以上です。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、文化財の方を聞かせてもらいましたが、この平成25年度の負担金やなしに、全体の事業費は幾らになるかということをやっと聞きたかった。例えば、當麻の奥の院の本堂は、かなり大きな金額になっておるんやないかなというように思いますので、事業費がどのくらいになつてるのか。村井家も同じですね。全体の事業費に対して、例えば5カ年でやっていくわけやから、毎年幾らの負担になりますということになってくると思うんですね。だから、今、私が聞きたいのは、全体、総事業費がそれぞれ幾らになっているのかということを知りたいというふうに思います。

それと文化会館、今答弁していただきました。いろいろ記念事業とかをやっていただいることはようわかります。例えば、今、合併10周年ということで、今から言うてもしやあない、例えばですよ、10周年で文化会館でどういふのをすんねんとか、こういうことも考えていただけたら非常にありがたかったと思うし、年間の中で、もうお金ばかり使えというんじやなしに、やっぱりいろいろ工夫をしていただいて、金の要るものは、これはもうしやあないと思うけども、やっぱり利用回数をふやしていこうということやないと、なかなか回数が少ないように思うので、これはすぐに、今あれをせえ、これをせえいうたって、やりますとは言わはらへんからね、そういうことも頭に入れながら、今後、平成27年に向かって考えてもらったらなというふうに思います。

**西井委員長** 吉岡主幹。

**吉岡歴史博物館主幹** 全体事業費なんですけれども、ちょっと今、資料の方を持ってきたつもりだったんですが、探しておるところで申しわけないです。そこはちょっと金額のことでもありますので、記憶の中で言って金額間違いがあったらいけませんので、済みませんが、ちょっと後ほど。

**岡本委員** また後で聞きに行きます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

**増田委員** 先ほどの岡本委員の関連で、若干ご質問をさせていただきます。

文化会館費、自主事業のところでございます。総額にいたしまして1億1,000万円という文化会館費の中で自主事業をやっておられると。非常に光熱コストも全体の費用の20%かかっておると、こういう実態の中でいろいろと工夫をして、先ほど主幹の方からご説明ござい

ましたように、いろいろと計画的にやっていただいているということでございますけれども、この報告書の50ページのところに、この自主事業の成果についてご報告をさせていただいております。新庄文化会館の自主事業でございますけれども、7回やっていただいて2,843名の来場者、こういう合計数になるかと思っております。それから事業費は1,400万円、入場料の収入で700万円と、大体半分ぐらいの回収を自主事業、無料も含めてでございますので、いろいろとその辺のところはあるかと思っておりますけど、こういう平成25年の報告でございます。

一方、平成24年の数字を若干見ておりますと、3,851名という来場者の数でございます。平成26年はいろんな良い企画をしていただいて、回復というふうなこともお聞きをしております。先日も有線放送、防災無線で、今度の10月の公演についてのチケットのご案内もしていただいてました。私もこういうステージについては非常に興味もありますし、関心もあります。先日、ジャズですか、非常に有名な方、世界的に有名な方をお招きしてコンサートをやられる、こういうこともお伺いしました。非常に私、ただ残念であったのは、有名な方であるというふうに世間からはお聞きしましたが、私の認識の中ではほとんど無名に近い、全然知らん人でございます。これは私のそういう認識が低いのか、高度すぎて市民がようついていかんのか、その辺のところは別といたしまして、この事業の計画を立てられるに当たって、前回はアンケートをとられていると、来場者のアンケートをとられているといふふうにも伺いました。ただ、来場者のアンケートをとられているということは、新たな来場者をそれで見込めるのかと。幅広い見地から企画立案、計画を立てていただくような方法が別にとられておるのかどうか、その辺のところを若干お聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、もう1点でございます。126ページ、図書館費でございます。図書購入費18節でございますけれども、1,000万円の支出でございます。新庄図書館が614万9,000円、それから、當麻図書館が400万円、こういうことでございますけれども、この報告書を見ておりますと、51ページに新庄図書館の所有冊数が13万6,000冊、そのうちと言いますか、年間貸し出しが8万1,000冊ということで、所有冊数に対する率、こんな比較をするのかどうかわかりませんが、非常に多くの貸し出しをされておると。當麻図書館に至っては、9万5,000冊の本に対して、ほぼそれに近い9万3,000冊を貸し出しされておると、非常に回転率の高いという表現がいいのか悪いのかわかりませんが、非常に効率よく貸し出しをしていただいて、特に當麻図書館については立派な、私が言うのも何でございますけれども、すごい貸し出し率やなど、こういうふうに認識をいたしました。

そこで、この1,000万円、600万円と400万円の図書購入でございます。私も余り図書館利用はしないんですけど、先日ちょっとお邪魔をさせていただきまして、2、3冊お借りをいたしました。図書に関しては、非常に、どういう基準でこの600万円、400万円購入、本を選択されているのかなど、素朴な疑問でございます。と言いますのは、よく新聞等を見ておりますと、真ん中ぐらいの記事のところにベストセラーという、今週の売れ行きなんか、そういうものがよく出ております。どうしても本を読みたいときに、そういうデータを目安に購入する、これは私だけか、皆さん方どうかわかりませんが、そういう目安でよく本を立ち読みしたり、買ったりいたします。図書館の購入に当たって、どういう基準で購入をされる

のか、お聞きをいたします。

**西井委員長** 森本主幹。

**森本新庄文化会館主幹** 文化会館、森本です。ただいまの増田委員のご質問の件なのですが、自主事業の企画ということで、毎回いろんな皆様の意見も聞かせていただいております。とりあえず、市民の皆様から、幅広い皆様に来ていただけますよう、歌物、子ども物、大人物とバランスよくは考えております。そして、文化会館協議会というのがございます。そこで委員のご意見もお聞きし、アンケート調査は確かにしておりますが、アンケート調査の方は、本当に有名な、アンケートをとれば、ほとんど著名なアーティストがほとんどになってしまいますので、うちの新庄文化会館ではできないようなものがほとんどで、アンケートは本当に参考資料としか考えておりません。

ただ、皆さんに来ていただけるということを考えたら、市民の皆さんの文化ホールですので、大阪まで行かなくても、電車賃往復でも助かるとか、やっぱり近くの人が来てもらうのが一番なのですが、今、増田委員もおっしゃったように、ちょっと決算のときでこんなことを言っただけなんですけど、この上原ひろみのポスターも皆さん見かけたと思うんですが、もう本当にこれも反響を呼んでおります。今年は市制10周年ということで、新庄文化会館、今までジャズというのを全然したことがなかったんです。今回初めて20周年で、もう本当に有名な、なぜ新庄文化会館でこんなのができるのというぐらいに、いろんなところから問い合わせも来ております。原課としては、また本当に幅広い皆さんに来ていただけるよう、これからも努力いたします。

**西井委員長** 渡邊館長。

**渡邊図書館長** 増田委員のご質問にお答えいたします。図書館の渡邊です。

今質問していただきました新庄図書館と當麻図書館のそれぞれの購入費用ですが、これは便宜的に所蔵の施設の規模にあわせて、新書が届いたときに、そのまま納められるというふうなことをもとにした基準でございまして、新庄図書館で選んで、新庄の図書館を利用する方のためにということではなく、新しい本を購入することに当たりましては、それぞれの葛城市の選定基準に見合った見計らいを慎重にいたしまして、全く公平にしております。たまたまこういうバランスですけれども、その月によって複数購入しなければならないときもあれば、これは新庄で買おう、これは當麻で買おうというふうに決めております。

ご心配くださった選定なんですけれども、今のところは、ちょっときざなんですけれども、図書の購入には、図書館は最良の書を最大多数の市民に最少の経費でというふうなことをモットーにしております。制限された予算の中から、なるべく市民、利用者の方のリクエストに応えつつ、バランスを考えながら選定をしております。

あとは、今、職員が新しい本を購入するときに当たりましては、全員体制で、全員で一応目を通しながら、購入に当たっております。

以上です。

**西井委員長** 増田委員。

**増田委員** ありがとうございます。

先ほどの自主事業のところでもう一度ご確認をさせていただきたいと思います。先ほど、2,800人という来場者数をご報告いただいているということでございます。市のいろんな事業をされるに当たって、余り数値目標というのは立てられないとは思いますが、やっぱり集客をするとか、こういう数字を重ねる場合については、ある一定の目標数値を立てるべきかなというふうに思います。今立てておられて、そのうちの、計画のうちの2,800人でしたというのであれば、それも答弁としていただきたいんですけども、そういう計画目標値等を上げられて、それに向かって集客をするとかじゃないと、結果これだけでしたになってしまうかなというふうに思いますので、そのこのところを目標設定されているのかどうか、その辺もお聞きしたい。

それから、どうしてもこの企画については、私の年代にあいそうな自主企画が例年少ないように思います。60歳以上の方にもご愛顧いただけるような、客商売でもございますので、高齢化時代にも突入してございますので、バランスよい企画をお願い申し上げたいということをお願いしておきます。

それから、もう一つ、本の購入に当たって、先ほど非常にご丁寧にと言いますか、うまくかわすと言うたら失礼ですけど、説明いただきました。バランスよく職員のいろんな意見を踏襲してというふうに私は聞きました。ちょっと私の意見も聞いてほしいんですけど、図書館に入るなり、新書の導入に当たっては、おそらく掲示もされていると思うんですけども、こんな新しい本が入りましたというニュース的な、トピックス的な掲示をしていただいて、それを楽しみに月1回新しい本を入れるんだと、今月は何が入ったのかなとかいう、そういう1つの、これは客商売じゃないので、余りそういうこともどうかなとは思いますが、やっぱり楽しみに、今度は何が入るのかなとかいう、そういう企画もしていただいて、入り口のPRですか、図書に向けての、そういうご配慮もいただけたらありがたいと思うんですけど、よろしくをお願いします。

**西井委員長** 森本主幹。

**森本新庄文化会館主幹** 文化会館、森本です。増田委員のご質問の件なんですけど、どの企画も、年度当初の企画では75%を大体見ております。ただ、実際にふたを開ければ、全く入らなかったというのもございますが、企画立案の段階では、私たちはこの事業は必ず75%入ると思って立案の方をいたしております。増田議員の、今おっしゃった年齢層の見るものなんですけど、一応歌物、あと子ども向け、あと大人と子どもが一緒に見れるものというものを考えております。今まで落語とか漫才とかも、いろんなことを催しもいたしておりましたが、ちょっと集客の方が伸びませんので、一時休止いたしておりますが、またその点も考えさせていただきます。

**西井委員長** 渡邊館長。

**渡邊図書館長** 増田議員のご提案ですけども、図書館は割と児童書に関しては、配慮をしながら、新しいものが入った、今度はこのようにを集めてみたというふうな企画をするんですけども、思い当たる節がありまして、なかなか大人の一般書に関して、そういう細やかな配慮をもってフェアをして、皆さんに読んでいただけるような努力がまだまだ足りない部分があった

のかなと思い、少しでも上手に広報をして、宣伝をして、皆様に本を読んでもらうように、来館していただけるように相努めます。

以上です。

**西井委員長** 増田委員。

**増田委員** ありがとうございます。75%、高い目標で非常にご努力されているということを確認いたしましたけども、700人の75%ということは、約500名の集客ということになりますので、この数字を見ますと、非常に、平原綾香さん、650、その辺のところについては非常に目標に近い結果というふうに伺いますけど、それ以外については厳しい状況やということもございますけど、目標を立てている以上、それに近い、同じコストがかかっていますので、よろしく集客の方をお願いしたい、また企画もよろしくをお願いしたいと思います。

それから、図書の導入に当たっては、やっぱりこの本を借りに行くというふうに図書館に行かれる方と、何かいい本、気に入った本がないかなと出向かれている方と、この2種類あるかと思います。できるだけ、ちょっと図書館に行って本でも借りようかというふうな雰囲気になるような企画で、よろしくお願い申し上げておきたいと思います。ありがとうございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

川村委員。

**川村委員** 2点ございます。まず、128ページ、2目体育施設費の報酬、嘱託員の報酬のところ、今、当麻スポーツセンターと新庄スポーツセンターの5時以降の嘱託員さんに対する勤務の時間なんですけど、何時から何時までということ、当麻スポーツセンターと新庄スポーツセンター、それぞれお聞かせいただきたいと思います。

それと、もう1点は、委託料の、同じ体育施設費の委託料のところ、設備の設備等保守点検委託料、スポーツセンターの外の照明に対してLEDというのは、どこまで導入されているかというのをお聞かせいただきたいと思います。

**西井委員長** 吉村課長。

**吉村体育振興課長** 川村委員のご質問にお答えしたいと思います。体育振興課の吉村です、よろしくお願い致します。

2点あったと思います。まず1点目につきましては、スポーツセンターの嘱託職員とおっしゃりまして、一応維持管理の運営の関係で聞かれていると思います。一応夜間の運営につきましては、嘱託職員ではなくて委託をさせていただいております、当麻スポーツセンターの方は、現在シルバー人材センター、また、新庄スポーツセンターにつきましては、シルバーセンターの方で、今現在午後5時から午後9時までの間、委託契約を結んでおります。また、ここの決算書に書かれております嘱託職員につきましては、コミュニティセンターの方で、午前9時15分から午後5時15分までの7時間ということで、嘱託職員さんで勤務願っている内容でございます。

それと、LEDの関係の保守点検のお話があったと思いますが、LEDの関係につきましては、今現在、街路の関係で2基設置させていただいているという状況でございます、電

気設備の委託はさせていただいておりますが、その電気設備の委託につきましては、定期的な点検をお願いしているという形で契約させていただいております。

以上でございます。

**西井委員長** 川村委員。

**川村委員** ありがとうございます。

その當麻スポーツセンターと新庄スポーツセンターの最後の退室の時間のことで、私もちよっと気になって質問させていただいたんですけども、結局午後8時から午後9時まで借りてスポーツをされている方の退室時間というのが、當麻は何か午後9時までできる、新庄はもう午後9時になったら外に出とかんとあかんというようなことで、ちよっとその不具合が指摘されているようなことがあるんです。午後9時までということは、午後9時になったら、もう午後8時45分ぐらいからそろそろしまいをして、午後9時に出ていかなあかんというところに、15分しかないというところ、そういったこともちよっと、當麻はできるんだけども新庄はできないというようなことを聞かされまして、そこのところ、午後5時からの勤務というのが午後5時15分からだったら、午後9時15分になるんじゃないかというような話も出ておりまして、そこらの管理について、どういうお考えであるかということもちよっとお聞かせいただきたいと思います。

**西井委員長** 吉村課長。

**吉村体育振興課長** 今現在、當麻スポーツセンターと、それと新庄のスポーツセンターの体育館で、夜間の体育施設を運用させていただいている中で、一応基準といたしまして、午後9時の15分前に一応帰る段取りをしていただいて、午後9時には退館願うという基準は、新庄スポーツセンターも當麻スポーツセンターも同じなんですけど、その中で、委託契約の中で、一応午後9時半まで契約、後しまいとか鍵を閉めたり、戸締りをしなければいけないので、基本的にはそういう形になっているということを今後周知させていただきまして、同じ市内のスポーツセンターの中で違うやないかということがないように周知はしていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

**西井委員長** 川村委員。

**川村委員** よろしくお願ひしたいと思います。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

内野委員。

**内野委員** よろしくお願ひします。

114ページの、2目18節の各学校の図書購入の児童用図書購入費と、その次のページの、2目の教育振興費の中の18節生徒用図書購入費の充足率を教えてくださいのと、もう一つは、122ページの公民館費の18節備品購入費の中で庁用備品購入費の中で、ちよっと市民の方からのお声なんですけれども、洋裁教室また洋裁クラブの中で、ミシンが故障しているということで、7月にも聞いていただいたということも聞いているんですけど、何台か処分されて、あと故障している分はもう使えないということで、今現に残ってる台数が5、6台って聞いて、そこに行かれている方が16人程度おられるそうなので、なかなか先生の言われて

いる授業についていくのに、どうしてもミシンの台数が足りないということで、何とか不用額も余っておりますので、早急に市民の方の声を聞いていただけたらなと思いますので、ご検討をお願いしたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**西井委員長** 井上課長。

**井上学校教育課長** 学校教育課の井上でございます。

1つ目のお尋ねでございます図書館の充足率ですね。今年度の、平成25年度末の現在で、小学校5校を平均いたしますと120%になっております。だから、全ての学校が100%を超えております。中学校はちょっと大量に廃棄いたしまして、100%を割りまして、2校の平均が99.4%になっております。

以上でございます。

**西井委員長** 辻館長。

**辻中央公民館長** 中央公民館の辻です。よろしくお願いいたします。

今、中央公民館の備品の購入のことで、ミシンのこと、現在はクラブで利用していただいております。公民館にございましたミシンを使っていただいております。お声は前々から聞いておりまして、備品代としてまだ予算化できておりませんでしたので、今あるやつを随時調べまして、修理可能な分は去年、今年と修理させてもうて、使っていただいております。ミシン屋に見てもうたら、専門家が見ると、もうこれは修理が不可能という分は、もうちょっと横に置いているのが現状でございます。

それで、一応原則の話なんですけど、クラブについては、本来ならクラブの方で用意いただくというのが原則なんです。教室、講座と、市でやっている分については市が用意するというのが原則です。ただ、やはり公民館を利用していただいている中で、公民館の備品ということでミシンもございますので、それが不足しているという考えの中で、予定としましては新年度でどれだけの台数を要求できるかあれなんですけど、ご期待には応えていきたいと原課では思っておるところでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 内野委員。

**内野委員** ありがとうございます。どうかよろしくお願いいたします。

それと、充足率120%ということでは、もう本当にご努力していただいて、本当にありがとうございます。

以上です。ありがとうございました。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** それでは、質疑がないようですので、次に歳入の説明を求めたいと思いますが、ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時24分

再 開 午後4時34分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

それでは、歳入の説明を求めます。

邨田会計管理者。

**邨田会計管理者** それでは、歳出に引き続きまして、歳入のご説明を申し上げます。

決算書12ページをごらんいただきたいと思います。

1 款市税では、全体で40億6,754万5,248円の歳入となっております。1 項 1 目の個人では、個人の市民税では15億7,137万3,922円の収入でございます。法人におきましては2億8,943万1,886円でございます。続きまして、2 項固定資産税では18億9,676万7,597円の歳入でございます。2 目の国有資産等所在市町村交付金では309万5,600円でございます。続きまして、3 項軽自動車税では6,972万2,716円の歳入となっております。続きまして、4 項市たばこ税でございます。2億3,715万3,527円の収入でございます。

続きまして、2 款地方譲与税でございます。全体といたしまして1億210万6,000円の収入でございます。1 項 1 目の地方揮発油譲与税では3,119万5,000円でございます。2 項の1 目の自動車重量譲与税では7,091万1,000円の収入でございます。

続きまして、3 款利子割交付金でございます。1,437万5,000円の収入でございます。

続きまして、4 款配当割交付金でございます。2,987万7,000円の収入でございます。

めくっていただきまして、5 款株式等譲渡所得割交付金でございます。4,889万6,000円の収入でございます。

続きまして、6 款地方消費税交付金では2億8,079万4,000円の収入でございます。

続きまして、7 款自動車取得税交付金では3,051万円の収入でございます。

続きまして、8 款地方特例交付金では3,323万円の収入でございます。

続きまして、9 款地方交付税でございます。41億1,770万円の収入でございます。

続きまして、10 款交通安全対策特別交付金でございます。494万2,000円の収入でございます。

続きまして、11 款分担金及び負担金でございます。全体といたしまして2億845万9,629円の収入でございます。1 項 1 目の農林商工費分担金では537万4,000円の収入でございます。2 目教育費分担金では37万円の収入でございます。めくっていただきまして、3 目災害復旧費分担金では47万円、2 項 1 目の民生費負担金では2億224万5,629円の収入でございます。

続きまして、12 款使用料及び手数料でございます。全体といたしまして2億1,016万6,425円の収入でございます。1 項 1 目の総務使用料では1,141万3,180円の収入でございます。2 目民生使用料では44万2,000円、3 目衛生使用料では681万5,000円の収入でございます。続きまして、4 目農林商工使用料では283万7,030円の収入でございます。5 目土木使用料では7,195万200円の収入でございます。6 目教育使用料では2,925万5,845円の収入でございます。めくっていただきまして、2 項手数料、1 目総務手数料でございます。1,304万6,950円の収入でございます。2 目衛生手数料では7,232万7,970円の収入、また、3 目農林商工手数料では1万9,800円、4 目土木手数料では72万5,600円の収入でございます。続きまして、5 目消防手数料では133万2,450円、6 目民生手数料では400円。

続きまして、13款国庫支出金でございます。全体といたしまして19億1,098万4,855円の収入でございます。1項1項の民生費国庫負担金では11億9,043万5,736円の収入でございます。めくっていただきまして、2項1目民生費国庫補助金でございます。2,050万6,000円の収入でございます。2目衛生費国庫補助金では216万6,000円の収入でございます。3目農林商工費国庫補助金では1,869万1,500円の収入でございます。4目土木費国庫補助金では4億8,474万5,131円の収入でございます。続きまして、5目消防費国庫補助金では274万2,500円、6目教育費国庫補助金では1億6,508万円の収入でございます。めくっていただきまして、7目総務費国庫補助金では1,744万500円の収入でございます。続きまして、3項国庫委託金の1目総務費委託金では22万9,000円、2目民生費委託金では869万7,008円でございます。3目教育費委託金では25万1,480円。

続きまして、14款県支出金でございます。全体といたしましては8億1,149万4,768円の収入でございます。1項県負担金の1目の民生費県負担金では4億1,126万7,306円の収入でございます。続きまして、2項県補助金の、めくっていただきまして、1目総務費県補助金では273万5,000円、2目民生費県補助金では1億1,853万8,735円、3目衛生費県補助金では498万1,000円。続きまして、4目農林商工費県補助金では1億9,016万7,882円の収入でございます。めくっていただきまして、5目土木費県補助金では8万3,000円、6目消防費県補助金では19万円、7目教育費県補助金では233万6,000円、8目災害復旧費県補助金では244万7,625円。続きまして、3項県委託金の1目総務費県委託金でございます。7,234万4,423円、2目農林商工費県委託金では540万1,000円、3目教育費県委託金では24万9,797円の収入でございます。4目衛生費県委託金では75万3,000円。

続きまして、15款財産収入でございます。全体といたしまして2,139万7,968円の収入でございます。1項1目の財産貸付収入では194万5,533円の収入、2目利子及び配当金では780万1,732円の収入でございます。続きまして、2項1目の物品売払収入でございます。1,067万9,103円の収入でございます。2目の不動産売払収入では97万1,600円でございます。

続きまして、16款寄附金でございます。全体といたしまして3,211万7,261円の収入でございます。1項1目の一般寄附金では3,079万7,107円でございます。3目の土木寄附金では5万1,154円、4目ふるさと応援寄附金では126万9,000円の収入でございます。

めくっていただきまして、17款繰入金でございます。6,085万1,133円の収入でございます。体力づくりセンター整備基金繰入金でございます。

続きまして、18款繰越金でございます。11億6,943万7,248円の収入でございます。前年度の繰越し分といたしましては、備考欄に記載しておりますように、7億7,498万5,803円、通次繰越金では1億4,898万1,428円、繰越明許分で2億4,547万17円でございます。

続きまして、19款諸収入でございます。全体といたしまして2億3,977万5,484円、1項1目の延滞金では1,098万657円の収入でございます。続きまして、2項1目の預金利子でございます。172万7,968円、歳計現金の預金利子でございます。続きまして、3項雑入の2目弁償金でございます。600円でございます。3目の過年度収入では3,142万1,225円。続きまして、4目雑入でございます。1億9,564万5,030円の収入でございます。

続きまして、33ページ、20款市債でございます。全体といたしまして30億7,200万円でございます。1項1目の総務債では17億1,470万円の収入でございます。めくっていただきまして、2目土木債でございます。8,750万円でございます。続きまして、3目消防債では1,370万円、4目の臨時財政対策債では7億6,920万円でございます。5目農業債では1,840万円でございます。6目教育債では4億6,850万円の収入でございます。

歳入合計いたしまして、予算現額では221億4,547万4,828円に対しまして、調定額219億5,004万6,035円、収入済額164億6,666万19円、不納欠損額は2,325万6,294円、収入未済額といたしまして54億6,012万9,722円でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました歳入に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

白石委員。

**白石委員** それでは、歳入について伺ってまいりたいと思います。

自主財源ということで、市民税並びに交付税の内容についてお伺いをしてまいりたいというふうに思います。

市民税では、実際の、この収入の調定額並びに収入済額を見ますと、市税全体では調定額が40億6,228万7,000円、収入済額で40億1,117万8,000円で、収納率が98.7%ですから、前年度よりも0.8ポイント、0.08ポイントですか、0.08ポイント上昇をしているわけでありましてけれども、実際の金額は、この市税全体で1億818万円減っていると。その内訳は、市民税が6,169万5,000円で、個人住民税に、市民税については658万6,000円ふえているんですが、これが大きいんですけども、法人の市民税が6,828万3,000円減っております。そして、もう一つ大きな市税のその財源であります固定資産税が6,532万3,000円減っているわけでありまして。

一定、地方財政対策とか、そこそこの、平成25年度の当初予算での見込みでは、所得税、市民税はふえるのではないかと、このように予想をしておりました。と言いますのは、地方財政対策の国のこの交付税総額が、前年度よりも3,921億円減らされているということですね。これはやはり所得税なり法人税が、法人市民税がふえてくると、こういうこの見方によって、この財政対策が見込まれていたと。もちろん、臨時財政対策債そのものは前年度より799億円減らされているわけですが、全体としては交付税は減るのではないかと、そして、そのかわりに市民税のうち、個人市民税、法人市民税は前年度よりはふえるのではないかと、こういうふうに予想をしていたわけでありましてけれども、逆に市民税が1億円を超える減額になり、交付税の方が逆にふえてきていると、こういうことになってます。この点、それで固定資産税がその中でも6,500万円余り減っているというわけですね。これらの要因について、具体的にどういうふうな原課はこの評価をされているのかお伺いしたいし、交付税の中身についてもお伺いしておきたい、このように思います。

もう一つ行きましようか。それから、寄附金、29ページの、それぞれ一般寄附金、民生費寄附金、土木寄附金、ふるさと応援寄附金の内容についてお伺いしておきたい、このように思います。

**西井委員長** 西村課長。

**西村税務課長** 税務課、西村でございます。よろしくお願いいたします。

市民税から説明させていただきます。市民税なんですけれども、調定額で平成25年度と平成24年度を比較しますと、普通徴収で1,653万9,000円の増で、特別徴収の方で1,100万8,000円の減となっております。合計額で553万1,000円の増となっております。平成24年に比べて、平成25年は景気低迷と言われましたが、給与所得者がかなりの所得が減少しておりますが、反対に普通徴収の方は株とかの譲渡所得がふえているので、普通徴収がふえて、特別徴収の方は、人数はふえておりますけど、給与所得の方が減少しておりますので、この金額となっております。納税義務者の方は、特徴推進事業によりまして、普通徴収から特別徴収になった義務者がふえたため、ふえておりますけれども、収入の方は反対に減っておるということです。

法人市民税の方ですけれども、均等割につきましては、平成25年度調定額は7,145万2,100円となっております、前年度平成24年度と比較して、695万6,800円の減となっております。これは従業員数の減による号数の変更、大手企業の業績減額に予定申告の不要法人が数社出たための減であります。法人税割につきましては、平成25年度調定額は2億1,760万3,600円となっております。対前年比は6,132万6,100円の減であります。大きな原因としましては、平成24年4月1日事業年度開始の分の法人より、法人税の国の税率が30%から25.5%に税率が変更になったことにより、法人市民税の基礎となる法人税の全体的な額が減少したものが大きな原因であります。それに加えて、大手法人が均等割しか入っていないのが原因であります。

固定資産税のうち、土地につきましては、特定市街化農地の宅地並み課税が平成22年度から開始となり、減額措置の4年目につきましては、評価額の価格に3分の1をして、さらに20%減額いたしますので、平成24年度の40%減額から平成25年度の20%の減額幅が減少されたことに伴う課税額の増加と、地価の下落による基準値につきまして時点修正率が2.4%の下落があり、その現象分との差で、平成24年度調定と平成25年度調定の0.32%の減と考えられます。宅地につきましては、増になっておりますのは、住宅開発によります増加でありまして、新築の分が188件で、非木造が39件の、合計227件で、前年比より25戸ふえております。

償却債につきましては、平成25年度課税分について、依然企業の新規の設備投資が低調なことにより、市内の大手企業も設備投資が進まず、減価償却率16.1%の減額となっております。

以上であります。

**西井委員長** 安川課長。

**安川総務財政課長** 総務財政課の安川でございます。よろしくお願いいたします。私の方からは、普通交付税の内容についてご説明申し上げます。

平成25年度の地方財政計画の中におきましては、地方交付税につきまして、17兆624億円ということで、対前年比3,921億円の減額ということで、率にいたしまして2.2%の減と示されております。また、平成25年度の特徴の1つといたしまして、地域活性化の取り組みに必要な財政需要に対しまして、人口を基礎とした基礎額部分と人件費削減努力による加算額で

算定されます地域の元気づくり推進費が新たに加えられまして、その分といたしまして、市町村分では約1,050億円程度が見込まれておりました。また、臨時財政対策債につきましては、地方財政計画上、6兆2,132億円、対前年比799億円の増額、率で1.3%の増となっております。

このような状況下におきまして、葛城市におけます普通交付税でございますが、7月時の当初算定では35億1,373万4,000円と確定されておりましたが、国の補正第1号におきまして調整額の466万2,000円の復活が盛り込まれ、最終的には35億1,839万6,000円となり、対前年比1億2,573万円の増額、3.7%の増となったものでございます。また、臨時財政対策債につきましては6,900万円ということで、対前年比1,700万円の増、率で2.3%の増という状況でございます。

この交付税の詳細な中身でございますが、まず基準財政需要額の中身でございます。この普通交付税の増因といたしまして、まず1つは、個別算定におきます保健衛生費におきまして、単位費用が1,200円増の7,660円ということで、その分の費用額としましては6,800万円余りの増額となっております。また、逆に、総務費の地域振興費におきましては、経常態容補正係数等の減によりまして、約2,700万円の減となっております。

次に、平成25年度に追加されました地域の元気づくり推進費が約7,900万円余りが新たに加算されております。

最後に、公債費におきましては、約8億8,800万円が算入されておりますが、その重きは臨時財政対策債の償還分に係る部分で、約3億5,400万円が占めております。

全体としまして、対前年比3,400万円余りの増、率で10.7%の増となっております。

次に、基準財政収入額の部分でございますが、これにつきましては、約3,000万円弱の減額で、35億2,800万円となっており、その主な内容は固定資産の償却資産で、約5,700万円の減額によるものでございます。

内容的には以上でございます。

**西井委員長** 西村課長。

**西村税務課長** ふるさと応援寄附金の内訳でございますが、平成25年度は72件で126万9,000円でありまして、そのうち、うちの職員が16名で30万5,000円で、56人の方が一般の方で、96万4,000円が市外の方であります。

以上であります。

**西井委員長** 安川課長。

**安川総務財政課長** 総務財政課の安川でございます。

寄附金の一般寄附の部分についてご説明を申し上げます。総務財政課で一般寄附で受けておる分につきましては、団体から受けているもので2万107円が1件ございます。それと、大同薬品から100万円、宗教法人ほんみちさんの方で300万円、それと大字疋田から1,100万円、木戸から1,500万円、以上が一般寄附に係る分でございます。

**西井委員長** 石田課長。

**石田建設課長** 建設課の石田でございます。建設課にかかわります土木寄附金についてご説明申し上げ

げます。この寄附金につきましては、二上公園の公園館の入り口に募金箱を設けておりまして、その募金箱に入れていただいた金額をこの寄附金として計上いたしているものでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** それぞれ詳細にご説明をいただきました。個人市民税では、給与所得者は、特別徴収ですね、所得割において1,172万6,000円の減額になっていると。アベノミクスのもとで、本当に企業に対して賃上げをとということで要請もしてきて、一定のアベノミクス効果によって経済の回復があって、増額が見込まれていたわけでありましてけれども、逆に、特別徴収、勤労者の給与そのものは、やっぱり地方においては、その波及そのものが限定的になっていて、給与が減ってきていると、そういう状況になっているわけでありまして。291人、特別徴収者がふえているんですね。ふえているにもかかわらず1,100万円減っているというのが、これはちょっとなかなか大変だなというふうに思います。

課長の説明にもありましたように、アベノミクスの効果がどこで出てるんやというたら、やっぱり株とか、そういう取り引きのところで、金融なんかもそうなんでしょうけども、そういうところで効果が出て、実際の葛城市内の事業者は普通徴収者が多いわけでありましてけれども、実際の事業における収入はふえていないということだというふうに分析できるのではないかというふうに思います。

それから、深刻なのは、法人市民税が減っているというのが、本当に大変だなというふうに思います。私、開示請求によって、大手企業の法人の法人税割あるいは均等割、それから固定資産の土地や家屋あるいは償却資産の実態について資料をいただいておりますけれども、もう均等割だけで300万円の、均等割だけで、法人税割がもう全くゼロだというふうな状況になっているわけで、そこへ持って来て、全体として事業所の従業員数が減ってきているというふうなこともあって、本当にそういう状況になっている。

もちろん、ふえているのは、私のいただいた資料の中では2社だけで、大手企業の2社については均等割だけだと、こういう状況にある。それがやはり法人税割が大きく落ち込んでいる原因になっているというわけですね。本当に地方の方では、国はそれこそ、地方に対して交付税あるいは元気交付金、がんばる交付金、緊急雇用対策事業等々、どっとお金を流してきているんですけども、なかなか地方では実感できないような状況が、この指標、数字によってあらわれているということではないかというふうに思います。

固定資産税については、土地についてはやはり前年比で0.32ポイントマイナスになっている。家屋は、これは新しい住民がふえたり、新たに新築をしたりという形で、2.12ポイントもふえているんですね。ところが、先ほど来、今お話ししましたように、大手企業を初め民間事業者のところが生産を縮小する等によって、償却資産が16.03ポイントも減ってきているというふうな、こういう状況になっているというものです。

これは単に結果として受け入れるだけではなくて、やはり、葛城市自身が地方の経済を担うやっぱり大きな団体として、地域に対する景気対策なり、やはり市民に対する働きやすい、

そういう環境づくりを進めていくということは、やっぱり求められている。とりわけ中小商工業者とか農業者に対して、農業収入なんかは惨憺たるものですね、そういうのが求められている。だから、単なる収納事務は賦課徴収事務だけではなくて、こういう実態から市民の生活がどうなっているか、この地域の経済を支えている中小商工業者あるいは大変お世話になっている大手の企業がどういう状況になつてくるかということをご認識をいただき、できる限りの協調をし、応援をしていくということが求められるんじゃないかというふうに思います。

それから、交付税についてであります。理由がよくわかりました。第一次補正によって7,660万円ですか、この増加の配分がされたということによって、交付税にてこ入れをされ、地方に対して財政的な恩恵がこのようにしてあらわれているということが理解できるわけがあります。

しかし、臨時財政対策債というのは、これは交付税の財源の一部として、国が知恵をひねり出して、お互いで2分の1ずつ借金をして、交付税の不足分を補っていかうということをやっているわけでありまして。やはり国の責務は地方交付税法に定められているように、やはり国税三税を中心に、消費税やたばこ税等々を、きちっとした税率を確保し、地方自身が必要な基準財政需要額を確保すると、需要額と収入額の不足分をちゃんと確保する、これはもう責務なんですね。それが何か、国がいろいろ調整をして、小泉内閣のときに3兆円も交付税を減らされるというようなことがやられたわけで、これではもう地方はたまったものではないということでありまして。そういう意味で、民主党政権以降、1兆円の増額等々によって交付税が増額をされてきた、あるいは臨時財政対策債が発行が大幅に認められてきたということで、本当に今この地方自治体そのものが息を吹き返して、隣の御所市でも平成24年度ぐらいからですか、財政調整基金積立金で積み立てができると、こういう状況になってきたわけでありまして。

それから、寄附金の話です。詳細をお伺いいたしました。もう既に吸収源対策、公園緑地事業、あるいは消防費の中で寄附金の問題については議論をいたしました。このような議論を踏まえた、寄附金に対する取り扱いをやはりきちっと考えていく必要があるということをお述べておきたいというふうに思います。

**西井委員長** ほかに質問はございませんか。

白石委員。

**白石委員** 本当にこの市民税、固定資産税、国保は特別会計でやりますけれども、国保税という形で、これは市民の皆さんからの貴重な財源を使って、それぞれの事業を執行しているわけでありまして。当然、本当に市民の皆さん、厳しい暮らしの中から税を納入していただいているわけでありましてけれども、若干議論をしておきたいのは、それぞれ収納率を先ほどちょっと申し上げましたでしょうか。市民税全体については98.74%であります。市民税のうち、個人市民税が98.84%、法人市民税が99.74%、固定資産税が98.42%ということで、若干低いわけでありまして。

当然この調定額に対して収納率が低いということは、この収入未済額という形で残り、ま

た次年度からは滞納として積み上げられていくわけでありまして。その収入未済額が市税で、平成25年度の現年度分で5,110万9,000円出ているわけでありまして。そのうち、市民税、個人市民税や法人市民税でありますけれども、1,890万7,000円であります。固定資産税を見てもみると、これが現年分で2,988万1,000円ということでありまして。それぞれ滞納繰越しがどういう状況になってきているかということ、市民税全体で平成25年度の時点で2億7,000万円あります。その2億7,000万円のうち、固定資産税が1億4,500万円というふうになっているんですね。これは全体の2億7,000万円のうち、半数以上が固定資産税が占めているということでありまして。ここにどのような原因があるとお考えか、お伺いしておきたいというのが1点。

それから、不納欠損処理が行われています。市税全体で平成25年度は2,317万9,000円、これはそれぞれ理由があって、もうこれは徴収できないということで、ちゃらにするということが行われているわけでありまして。そこで、私は当然収納できるべき税はやはり収納し、市民が主権者としての義務を果たしていくということが、これは大事なことだというふうに思うんですね。しかし、昨今の経済状況の中では、払いたくても払えないという、そういうような実情があるわけですね。そのような実情の中でどのような徴税というか、収納促進課が滞納処分等を行われているかということが、1つ私はこれからお伺いをしたいわけでありまして。固定資産税がどうしてこうなっているかということと、滞納処分、一応その内訳はいただいておりますけれども、この間、非常に県の指導もあって、滞納繰越しの徴税攻勢というか、そういうものが強化をされてきている。督促はもちろんのこと、催告をし、そして差し押さえですね。預金、生命保険とか、差し押さえする。それだけではないですね。もうその土地、家屋まで差し押さえをして徴税をするという、そういう状況が近年、非常に広く広がっているわけですね。

滞納分だけではなくて、最近市民の皆さんからご相談を受けたり、僕はするんですけども、何とか頑張って分納して、本税を払い切ったと。ところが延滞金が高い利子で14.7%でしたか。今は下がりましたがけれども、14.7%、サラ金みたいなこういう利率の延滞金が残っていると。これを払ってくださいと。払わなければ税と同じような滞納処分をしますよと。土地も家の預金も差し押さえますと。それをされなくなかったら、相談に来て、分納に応じてくださいと、こういう本当に地方公共団体がそれこそ銀行や昔のサラ金のような、そういうことをやらなきゃならないという、本当にそれがいいのか悪いのか、深刻な事態になっているわけです。この点でちょっとお伺いしておきたいんです。

先ほど不納欠損額を言いました。国保税を除いて2,317万9,000円と言いましたね。この不納欠損の一覧を見ても、先ほど言ったように、一番多いのがやっぱり固定資産税で、2,317万9,000円のうち2,171万円が固定資産税になっているわけです。そのうちで、この収納を進めていく上で、もちろんこの地方税法に基づいて徴収するわけでありましてけれども、不納欠損処分のこの根拠になる地方税法第15条の7の第4項のうち、これは財産なし、生活保護、所在不明、破産、こういうのが対象になるんですけども、この財産なしという、この判断で不納欠損処分をしているのがあわせて1,300万円と、こうなっている。次に多いのが、

地方税法第18条第1項の消滅時効が456万8,000円になる。少ないと言えば少ないんですけども、地方税法第15条の7第5項、これは国外に転出している、どこにいるかわからん、破産、倒産した、あるいは相続放棄とか、こういうことになってるわけですが、最近は居所不明とか、所在不明というのが減りました。これはこれで税務事務の中で、どこへ行ったかわからないではやっぱり困るわけで、そういうのが減ったというのは、それはそれとして成果だというふうに思うんですが、この財産なし、この内容、法の根拠、詳しく教えていただきたい、このように思います。

それから、延滞金のことでお聞きしたいと思います。私は、この間、滞納処分についても、延滞金取扱いについても、それなりに個々の事情、市民の皆さんの経済的な事情とか、あるいはもう既に財産もなくて、支払い能力がないという方はもちろんのこと、それぞれの事情に応じて、やはり減免というものをしてきたわけでありまして。これがやはり平成21年、平成20年、平成21年ぐらいは、とりわけ延滞金については、本当に一生懸命払っていただいた、あるいは行政に対するいろんな不服があって、置いといたものを一括で払っていただいたとか、いろいろな事情も多々あると思うんですが、そういう本当に扱いをしてきた。ところが、今はもうまさに杓子定規にその規定に基づいて粛々と事務を進め、催促、そして差し押さえ。さすがに土地や家屋の換価はされた例はいただいた資料ではないみたいでありますけれども、最悪言ったら、家を売っ払っちゃって、競売にかけて売っちゃって回収するということまで行くんじゃないかというふうに思うぐらい、本当にそういう事例がふえてきている。

当然法律によって、国民はこのサービスを受けられる権利はある、しかし、その権利をやっぱり行使するためには、税を納めるという義務もあるわけで、とりわけ主権者でありますから、主権者がやはりそういう義務を果たしていくというのは大事なことだと思う。しかし、資本主義経済でありますから、働きたくても払えない、働けないという人もいはる。いろんな事情の人がある。それを四角四面に法やその規定に基づいてやっていくというのは私はいかがなものかというふうに思うんです。

そこで、私は、やっぱりきちっとした減免制度を、延滞金も含めてきちっと、法定されているこの減免規定以外に、葛城市独自の減免規定を設けて対応していくということが求められているんじゃないかと思うんですね。この点、この全当局と理事者に答弁と所見をお伺いしておきたい、このように思います。

**西井委員長** 本日はこれにて委員会を終了いたします。あした、また今の答弁してもらおうと思います。

なお、あす19日、午前9時半より委員会を開会いたしますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

延 会 午後5時26分